

海岸漂着物処理推進法 施行状況調査

海岸漂着物処理推進法施行状況調査 目次

| | |
|--|----|
| 1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係） | 1 |
| 2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係） | 2 |
| 3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項） | 9 |
| 4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項） | 10 |
| 5 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条） | 11 |
| 6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条） | 14 |
| 7 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項） | 19 |
| 8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条） | 25 |
| 9 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条、26 条、27 条） | 30 |
| 10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条） | 46 |
| 11 海岸漂着物対策事業に係る事業費（法第 29 条） | 51 |
| 12 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題 | 54 |

資料 3 内の語句

資料 3 内では、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用した項目は「(基金)」、県単事業で実施した項目のうち、H25 年度に実施した項目は「(H25)」、それ以外については「分類無（H24 単独等）」と記載している。

1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）

47都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定時期について表1-1、図1-1に示した。策定済みとしたのは33自治体であり、策定中又は策定予定有りとした自治体を合わせると、35自治体（全体の74%）であった。

表 1-1 地域計画の策定状況（平成 26 年 1 月末日時点）

| 策定状況 | 自治体数 | 自治体名 |
|------------------|------|--|
| ①策定済 | 33 | (1)H24年3月以前：北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (2)H24年4月以降：東京都（小笠原諸島）、新潟県、和歌山県、島根県、佐賀県 |
| ②策定中 （策定予定時期） | (1) | 東京都（伊豆諸島）（26年3月）、 |
| ③未策定 （策定予定有） | 2 | 岩手県（時期未定）、大阪府（時期未定） |
| ④未策定 （策定予定無） | 12 | 福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県 |
| 計 | 47 | |

注：東京都は、小笠原諸島は「①策定済」、伊豆諸島は「②策定中」であることから、2件ある。そのため、②を（）付きで表記した。

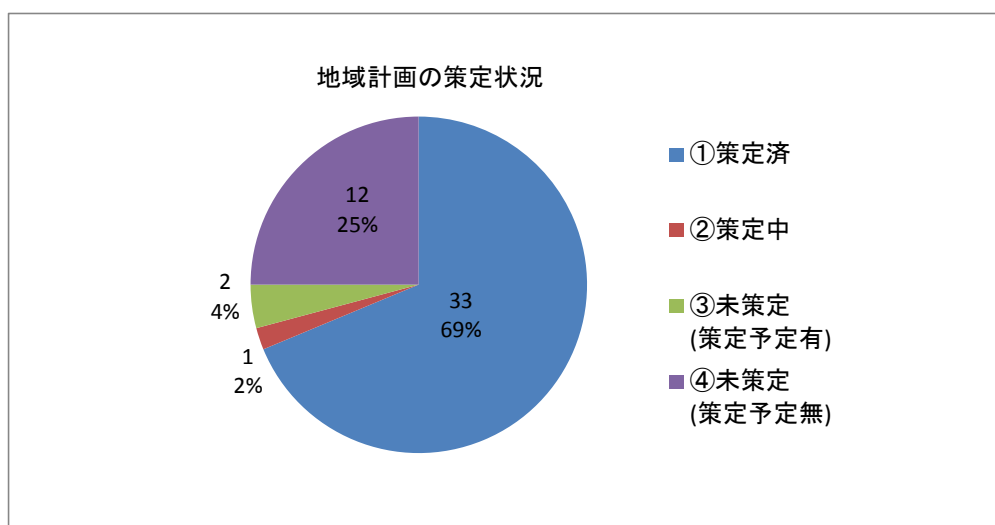


図 1-1 地域計画の策定状況

2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係）

①組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表2-1、図2-1に示した。組織済みとしたのは23自治体であり、全体の49%であった。

組織する予定がないとした自治体が挙げた主な理由には、「他の形式の会議で対応しているため」のほか、「震災対応で地域計画を策定できる状況ではない」、「海岸がないため」が見られた。

表 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

| 組織状況 | 自治体数 | 自治体名 |
|--------|------|---|
| ①組織済み | 23 | (1)H24年3月以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (2)H24年4月以降： |
| ②組織予定有 | 0 | |
| ③組織予定無 | 24 | 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、奈良県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、鳥取県、高知県、大分県、宮崎県 |
| ④検討中 | 0 | |
| 計 | 47 | |

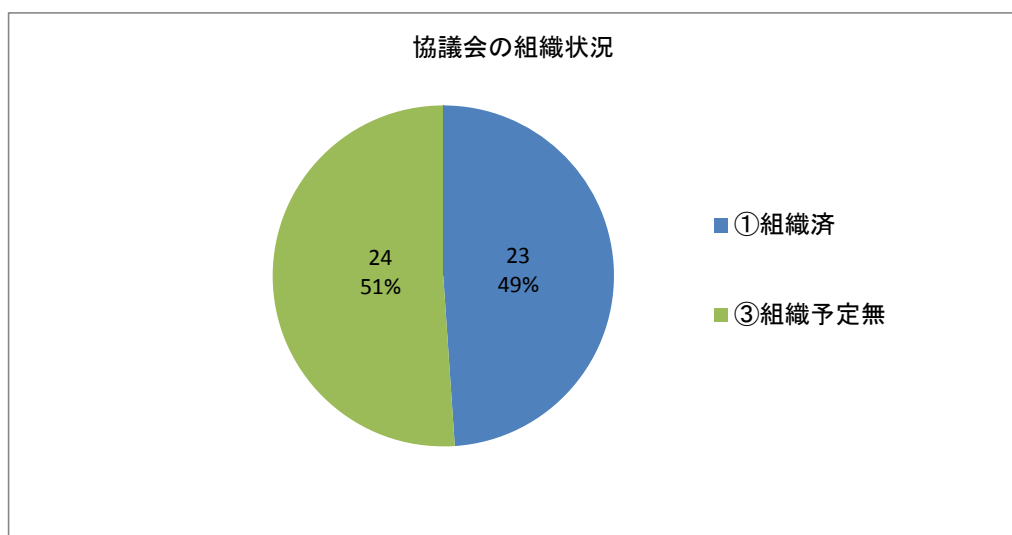


図 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

②協議会の開催状況

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（23自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況及び開催回数（年平均回数、平成25年度開催回数）について表2-2-1～表2-2-3、図2-2-1～図2-2-3に示した。

協議会を定期的に開催しているとしたのは10自治体であった。年平均開催回数は、1回～2回が最も多かった。また平成25年度（平成26年1月末日まで）の開催回数は「0回」とする自治体が最も多かった。

表2-2-1 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無（23自治体対象）

| 年間開催時期 | 自治体数 | 自治体名 |
|--------|------|---|
| 定期的 | 10 | 北海道、青森県、山形県、富山県、三重県、京都府、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県 |
| 不定期 | 14 | 秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、和歌山県、兵庫県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、沖縄県 |
| 計 | 24 | |

表2-2-2 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数（平成24年度までの年平均回数）

| 年平均回数 | 自治体数 | 自治体名 |
|---------|------|---|
| 0回 | 1 | 新潟県 |
| 1回～2回未満 | 14 | 北海道、青森県、秋田県、富山県、愛知県、京都府、兵庫県、和歌山県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県 |
| 2回～3回未満 | 6 | 山形県、神奈川県、千葉県、石川県、三重県、山口県 |
| 3回以上 | 5 | 石川県、兵庫県、徳島県、愛媛県、沖縄県 |
| 計 | 26 | |

表2-2-3 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数

（平成25年度の開催回数（平成26年1月末日現在））

| H25年度の開催数 | 自治体数 | 自治体名 |
|-----------|------|--|
| 0回 | 16 | 北海道、秋田県、神奈川県、千葉県、石川県、富山県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、鹿児島県 |
| 1回 | 4 | 青森県、新潟県、長崎県、熊本県 |
| 2回 | 2 | 山形県、愛知県 |
| 3回以上 | 2 | 香川県、沖縄県 |
| 計 | 24 | |

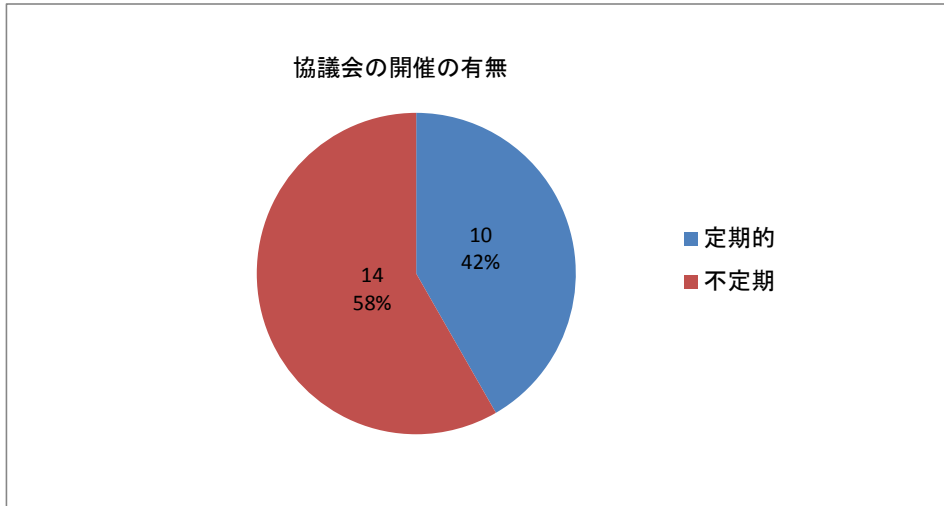


図2-2-1 協議会の開催の有無

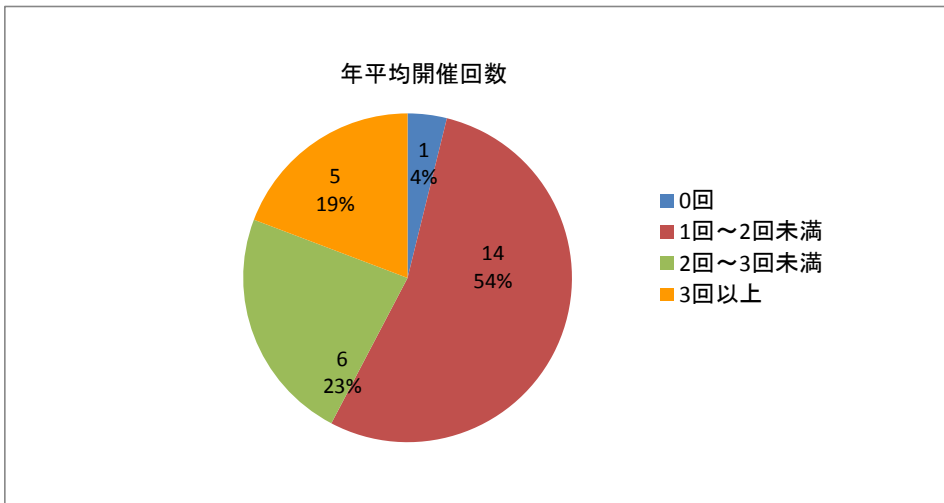


図2-2-2 年平均開催回数

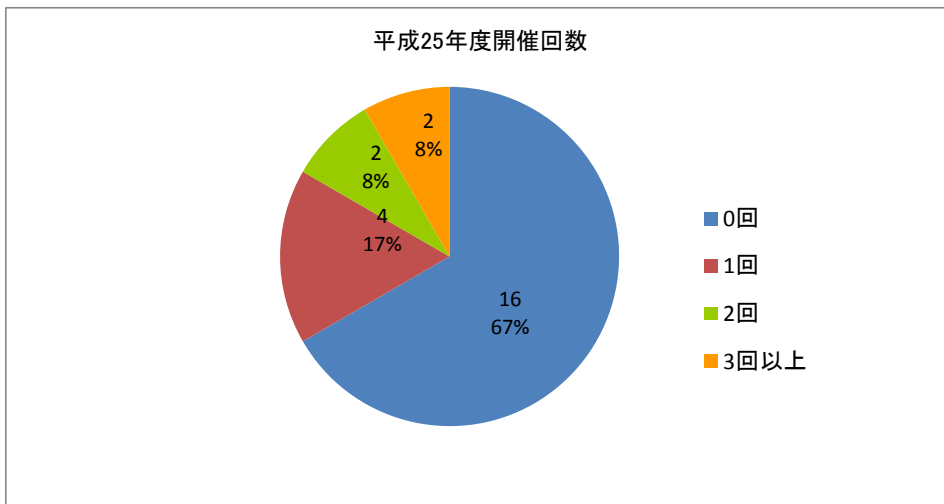


図2-2-3 平成25年度(11月末日現在)開催数

③協議会の構成

協議会の主な構成について、表2-3、図2-3に示した。

協議会の構成について「市町村の関係担当者」及び「都道府県の関係担当者」は協議会を組織済みの23自治体全てであった。次いで「国の関係担当者」及び「NPO、企業、その他団体」が多かった。

表 2-3 協議会の構成

| 構成 | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------|------|---|
| 市町村の関係担当者 | 23 | 北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 |
| 都道府県の関係担当者 | 23 | 北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 |
| 国の関係担当者 | 22 | 北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 |
| NPO、企業、その他団体 | 22 | 北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 |
| 学識経験者 | 15 | 北海道、青森県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、和歌山県、山口県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 |

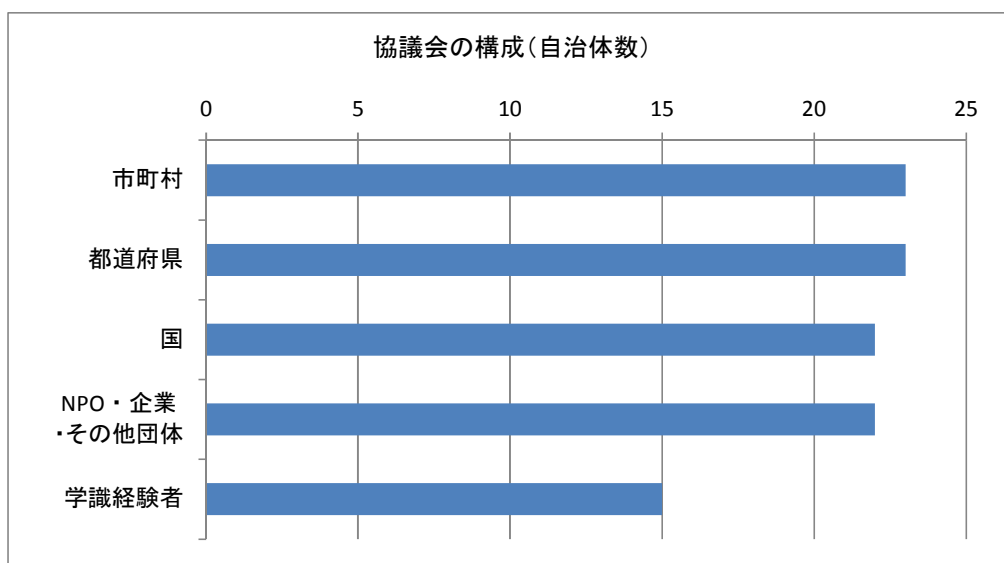


図 2-3 協議会の構成

④海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（23自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の協議事項について、表2-4、図2-4に示した。また、地域計画に関する事項を協議している自治体が22あり、最も多かった。

表2-4 協議会における協議事項

| 協議事項 | 自治体数 | 自治体名 |
|-----------------------|------|---|
| 地域計画の作成、変更 | 22 | 北海道、青森県、秋田県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 |
| 対策推進に関する連絡調整、その他必要な事項 | 15 | 北海道、青森県、秋田県、千葉県、富山県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、長崎県、熊本県、沖縄県 |
| 発生抑制・普及啓発 | 2 | 北海道、愛知県 |
| 回収・処理 | 1 | 北海道 |
| 事業実績・計画等報告 | 1 | 山形県 |
| 調査に関する協議 | 1 | 愛知県 |
| 海底ごみ回収・処理システム構築・実施 | 1 | 香川県 |
| 活動計画の内容報告 | 1 | 佐賀県 |

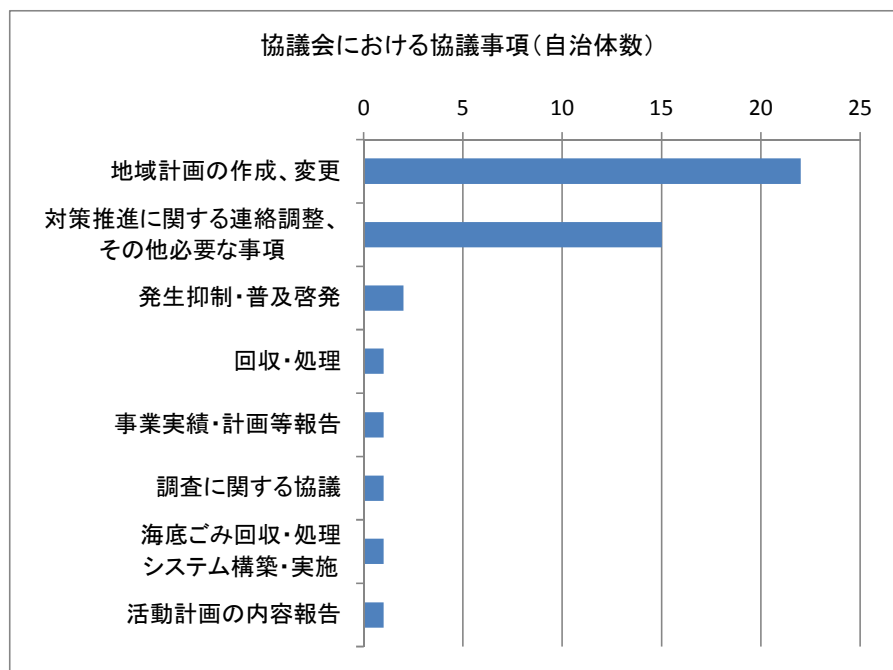


図2-4 協議会における協議事項

⑤海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠

海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠の有無について、表2-5、図2-5に示した。
設置根拠のある自治体は21県ある。

表2-5 協議会の設置根拠の有無

| 設置根拠 | 自治体数 | 自治体名 |
|------|------|---|
| 有 | 21 | 北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| 無 | 26 | その他の都道府県 |
| 計 | 47 | |

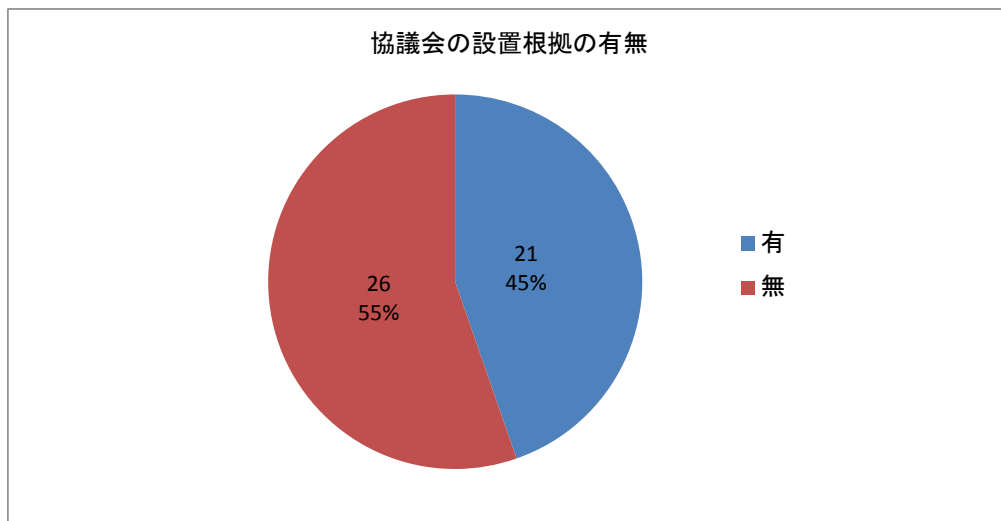


図2-5 協議会の設置根拠の有無

⑥海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選

海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成26年1月末日までの委員の改選の有無について、表2-6、図2-6に示した。

委員の改選を行なった自治体は12県ある。

表2-6 協議会における委員の改選の有無

| 委員改選 | 自治体数 | 自治体名 |
|------|------|---|
| 有 | 12 | 青森県、秋田県、山形県、富山県、愛知県、三重県、和歌山県、香川県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| 無 | 35 | その他の都道府県 |
| 計 | 47 | |

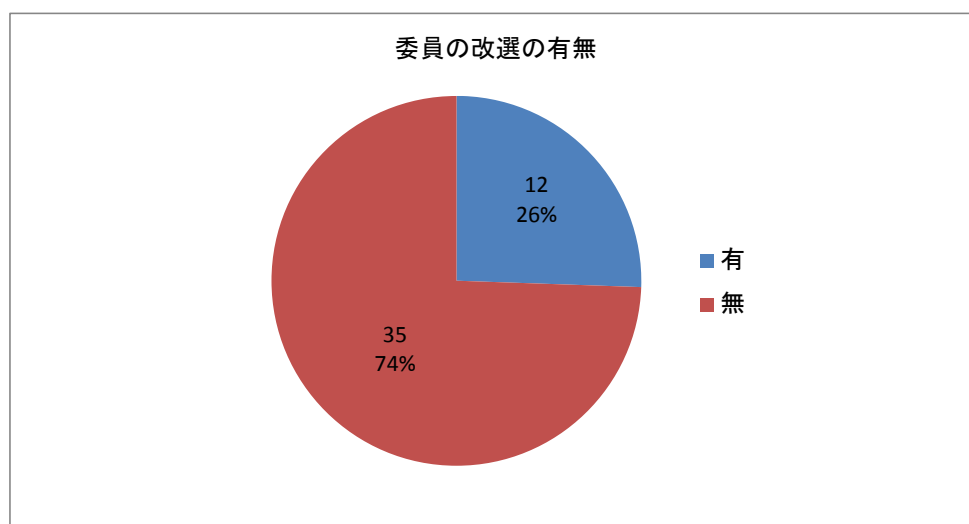


図2-6 協議会における委員の改選の有無

3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第16条第1項）

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、表3および図3に示した。

委嘱済みと回答した自治体は高知県のみで、9自治体が検討中と回答した。委嘱予定なしと回答した理由には、「委嘱の必要性や効果がみられない」との回答が目立った。

表3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

| 委嘱状況 | 自治体数 | 自治体名 |
|-------|------|---|
| 委嘱済み | 1 | 高知県（学識経験者、漁協、市、国、NPO等） |
| 委嘱予定有 | 1 | 徳島県（時期未定） |
| 委嘱予定無 | 36 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県 |
| 検討中 | 9 | 秋田県、山形県、新潟県、愛知県、兵庫県、山口県、香川県、鹿児島県、沖縄県 |
| 計 | 47 | |

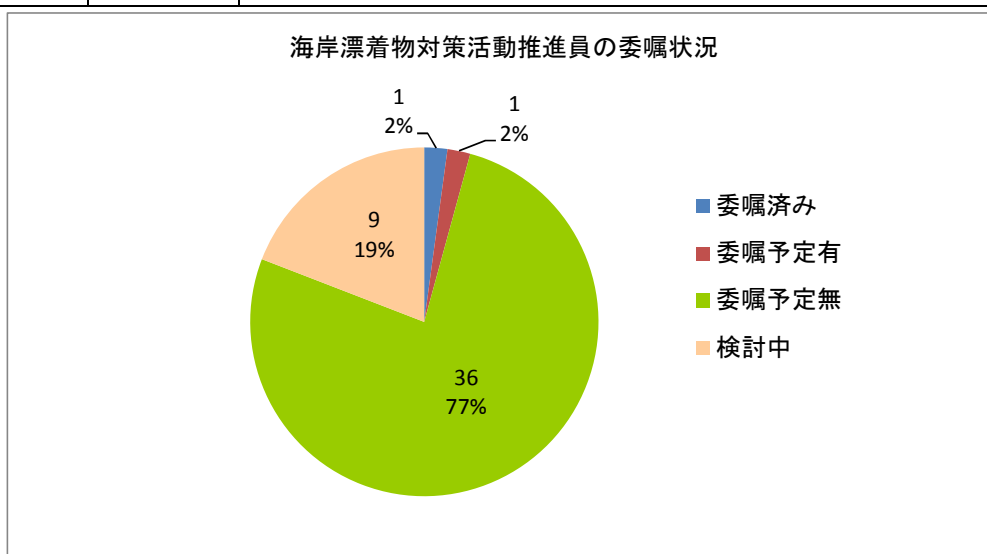


図3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について確認をした結果、平成26年1月末日の時点で指定した自治体はなかった。

表4-1 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況

| 指定状況 | 自治体数 | 自治体名 |
|--------|------|--|
| 指定予定有り | 1 | 徳島県 |
| 指定予定無し | 36 | その他都道府県 |
| 検討中 | 10 | 秋田県、山形県、新潟県、愛知県、兵庫県、山口県、香川県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県 |
| 計 | 47 | |

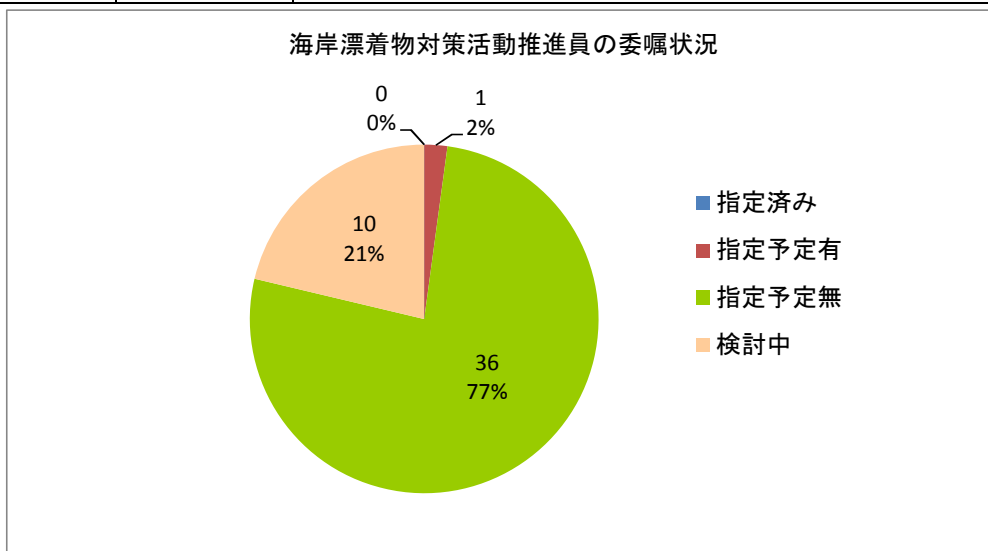


図4 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第22条）

①調査実施状況

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について表5-1に示し、その実施率を図5-1に示した。

全自治体の57%（27自治体）が調査を実施しており、海がない都道府県を除けば、全国的に広く実施されていた。

表5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

| 実施状況 | 自治体数 | 自治体名 |
|--------|------|---|
| 実施している | 27 | 北海道、岩手県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、大阪府、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県 |
| 実施予定有り | 2 | 大分県、鹿児島県、 |
| 実施予定無し | 14 | 青森県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、奈良県、滋賀県 |
| 検討中 | 4 | 秋田県、兵庫県、高知県、佐賀県 |
| 計 | 47 | |

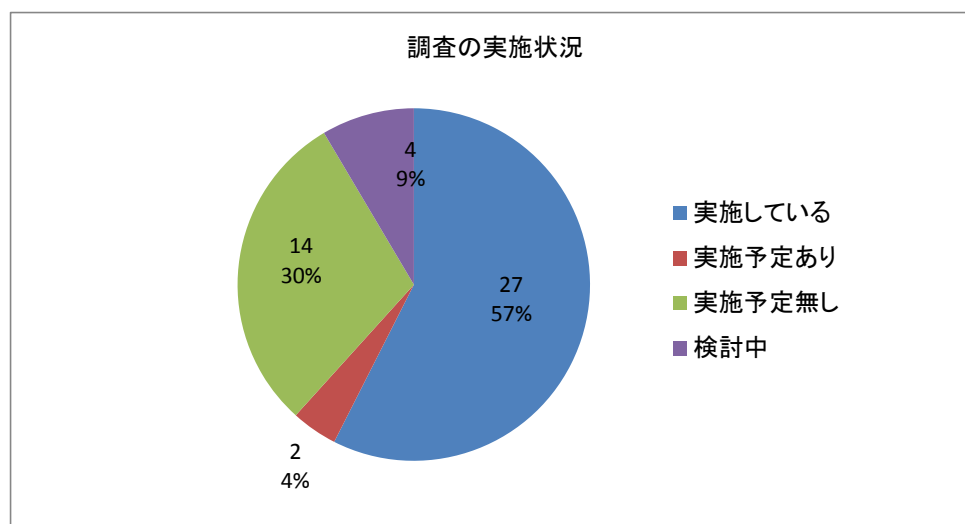


図5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

②調査内容

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した27の自治体の主な調査内容を表5-2、図5-2に示す。

表 5-2 主な調査内容（27自治体対象、複数回答）

| 調査内容 | 自治体数 | 自治体名 |
|------------------|------|---|
| 海岸漂着物の発生量、種類等の調査 | 25 | 北海道、岩手県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県 |
| 発生源等の究明調査 | 4 | 北海道、富山県、香川県、愛媛県、 |
| 河川ごみの状況調査 | 3 | 山形県、富山県、愛知県 |
| 地理的状況（海岸特性等） | 2 | 長崎県、沖縄県 |
| ボランティア団体等の活動状況調査 | 1 | 広島県 |
| 海底ごみの種類等の調査 | 1 | 香川県 |

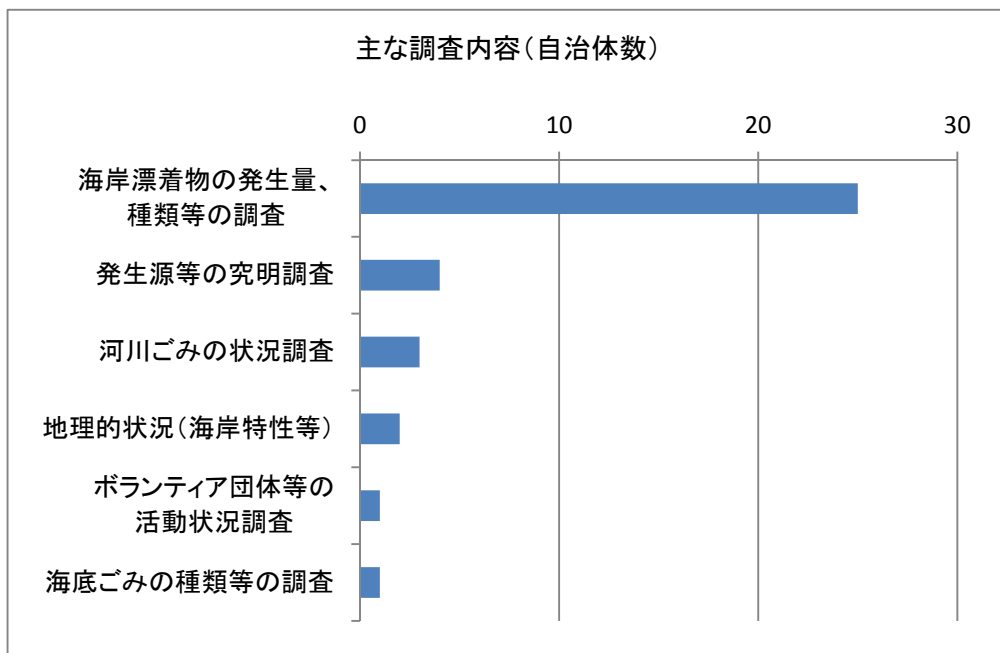


図 5-2 主な調査内容（27自治体対象、複数回答）

③活用方法

「海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した26の自治体の主な調査結果の活用方法を表5-3、図5-3に示す。

表 5-3 主な活用方法（27自治体対象、複数回答）

| 活用方法 | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------|------|---|
| 地域計画 | 12 | 北海道、岩手県、山形県、福井県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、徳島県、愛媛県、長崎県、宮崎県、 |
| 発生抑制対策 | 8 | 北海道、山形県、富山県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、沖縄県 |
| 海岸漂着物対策の基礎資料 | 6 | 神奈川県、石川県、岡山県、広島県、山口県、熊本県 |
| 回収・処理方法 | 5 | 北海道、静岡県、三重県、長崎県、沖縄県 |
| 重点区域・調査区域の選定 | 3 | 東京都、京都府、愛媛県 |
| 啓発資材作成の基礎資料 | 3 | 富山県、愛知県、鳥取県 |
| 景観及び環境の保全 | 1 | 大阪府 |

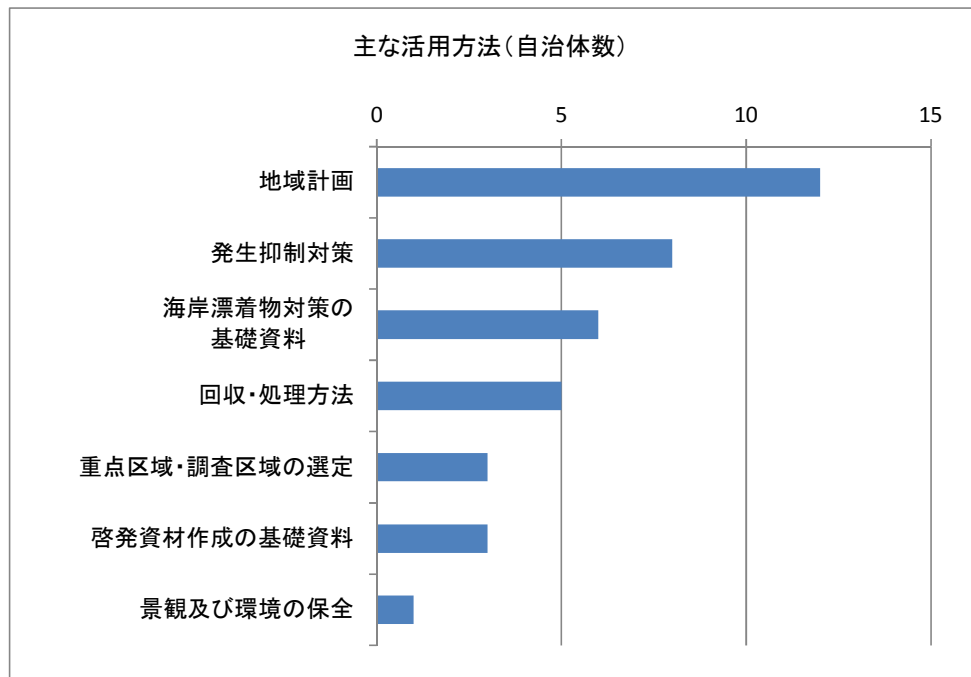


図 5-3 主な活用方法（27自治体対象、複数回答）

6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第23条）

各自治体が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例について表6-1～表6-5、図6-1～図6-5に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用した項目は「(基金)」、県単事業で実施した項目のうち、H25年度に実施した項目は「(H25)」、それ以外については「分類無」（H24単独等）と記載している。

表6-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(GND)

| 実例（GND） | 自治体数 | 自治体名 |
|------------|------|---------------------------------|
| 計画・指針の策定 | 8 | 茨城県、福井県、愛知県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県 |
| パトロール・監視活動 | 4 | 滋賀県、山口県、徳島県、沖縄県 |
| 看板・標識等の設置 | 3 | 香川県、長崎県 |
| 啓発資材の作成 | 1 | 愛知県 |

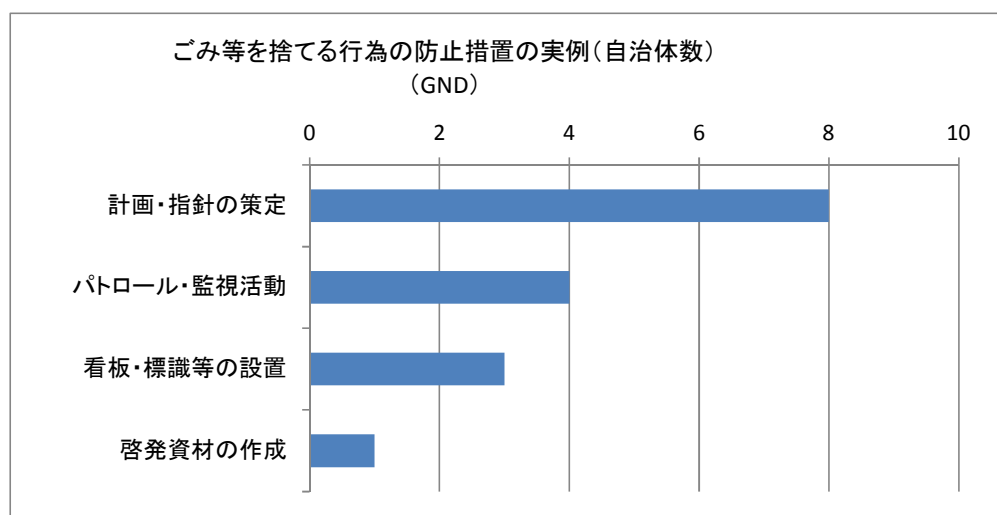


図6-1 防止措置の主な内容(GND)

表6-2 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(基金)

| 実例(基金) | 自治体数 | 自治体名 |
|-------------|------|-------------------------------|
| 看板・標識等の設置 | 7 | 新潟県、香川県、愛媛県、三重県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、 |
| 計画の策定 | 2 | 香川県、福岡県 |
| キャンペーン・啓発活動 | 1 | 神奈川県 |
| 広報 | 1 | 香川県 |
| 環境学習 | 1 | 徳島県 |
| 啓発資材の作成 | 1 | 熊本県 |

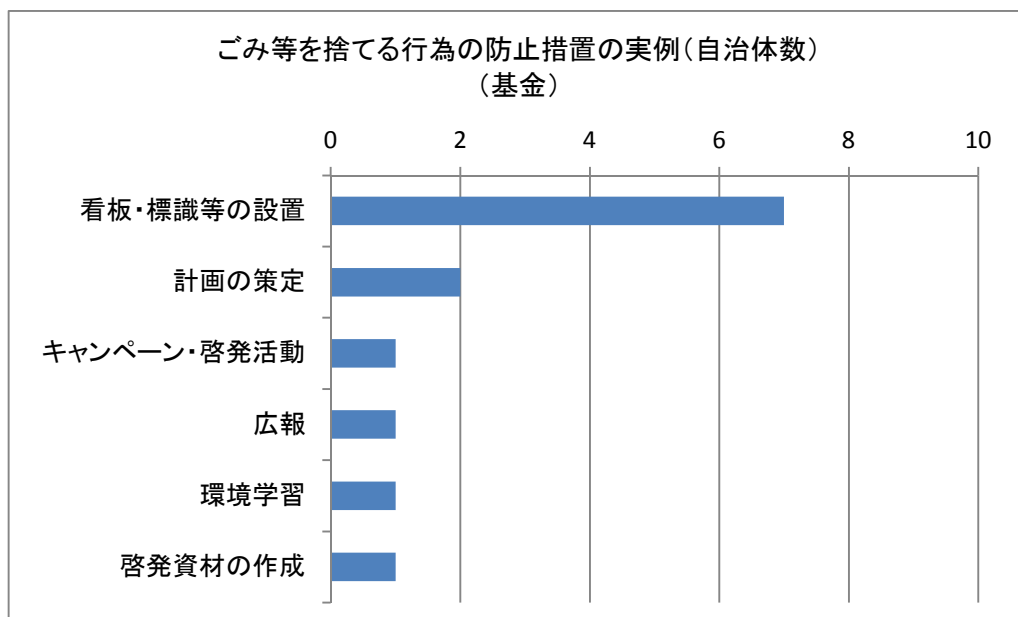


図6-2 防止措置の主な内容(基金)

表 6-3 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例（H25）

| 実例（H25） | 自治体数 | 自治体名 |
|---------------|------|-------------------------------------|
| パトロール・監視活動 | 9 | 北海道、宮城県、栃木県、愛知県、滋賀県、岡山県、長崎県、宮崎県、沖縄県 |
| キャンペーン・啓発活動 | 4 | 北海道、栃木県、山梨県、滋賀県 |
| 清掃活動 | 3 | 愛知県、滋賀県、沖縄県 |
| ポスター・パネルの提示 | 2 | 北海道、愛知県 |
| 監視活動・監視カメラの設置 | 1 | 福井県 |
| 看板等の設置 | 1 | 福井県、 |
| 啓発資材の作成・配布 | 1 | 愛知県 |
| 広報 | 1 | 北海道 |
| HP・ラジオ等での周知 | 1 | 岡山県 |
| 強化月間の指定 | 1 | 沖縄県 |

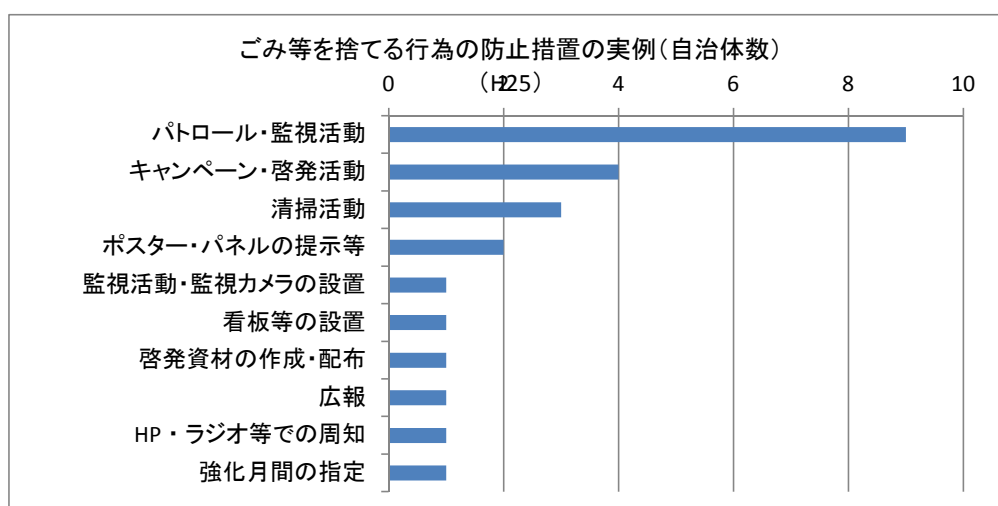


図 6-3 防止措置の主な実例（H25）

表 6-4 防止措置の主な実例（分類無）

| 実例（分類無） | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------|------|-------------------------|
| パトロール・監視活動 | 6 | 山形県、静岡県、大阪府、広島県、高知県、大分県 |
| 看板等の設置 | 6 | 石川県、静岡県、大阪府、鳥取県、香川県、大分県 |
| 条例の制定 | 5 | 北海道、青森県、神奈川、京都府、山口県 |
| キャンペーン・啓発活動 | 3 | 山形県、富山県、山口県 |
| 監視カメラの設置 | 2 | 広島県、大分県、 |
| 防護柵の設置 | 2 | 広島県、大分県 |
| ポスター・パネルの提示等 | 1 | 山形県 |
| 啓発資材の作成 | 1 | 富山県 |

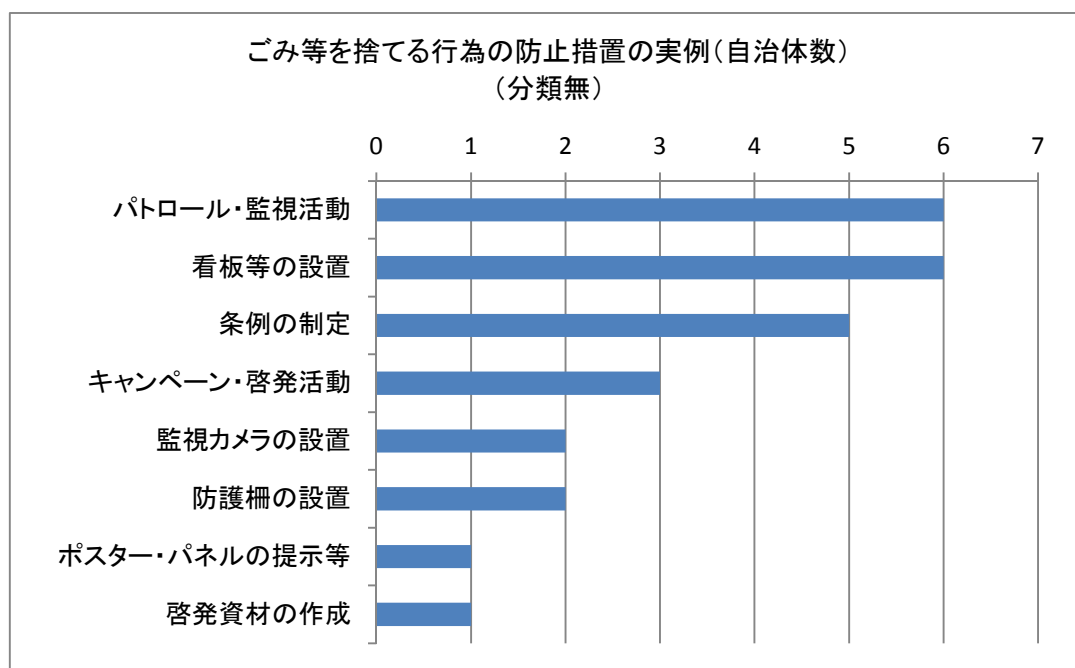


図 6-4 防止措置の主な実例（分類無）

表 6-5 防止措置の主な実例（件数）

| 実例 | 件数 |
|---|----|
| パトロールの監視活動 （車両、船舶、スカイパトロール含む） | 21 |
| 看板・標識等の設置 | 15 |
| キャンペーン・啓発活動 | 13 |
| ポスター・パネルの掲示等 （ポスター、パネル、ちらし、リーフレット、のぼり、ステッカーなど） | 8 |
| 計画・指針の策定 | 7 |
| 条例の制定 | 5 |
| 清掃活動 | 4 |
| 監視カメラの設置 | 4 |
| 啓発資材の作成 | 3 |
| 防護柵設置 | 2 |
| HP・ラジオ等での周知 | 2 |
| 広報 | 2 |
| 強化月間の指定 | 1 |
| 環境学習 | 1 |

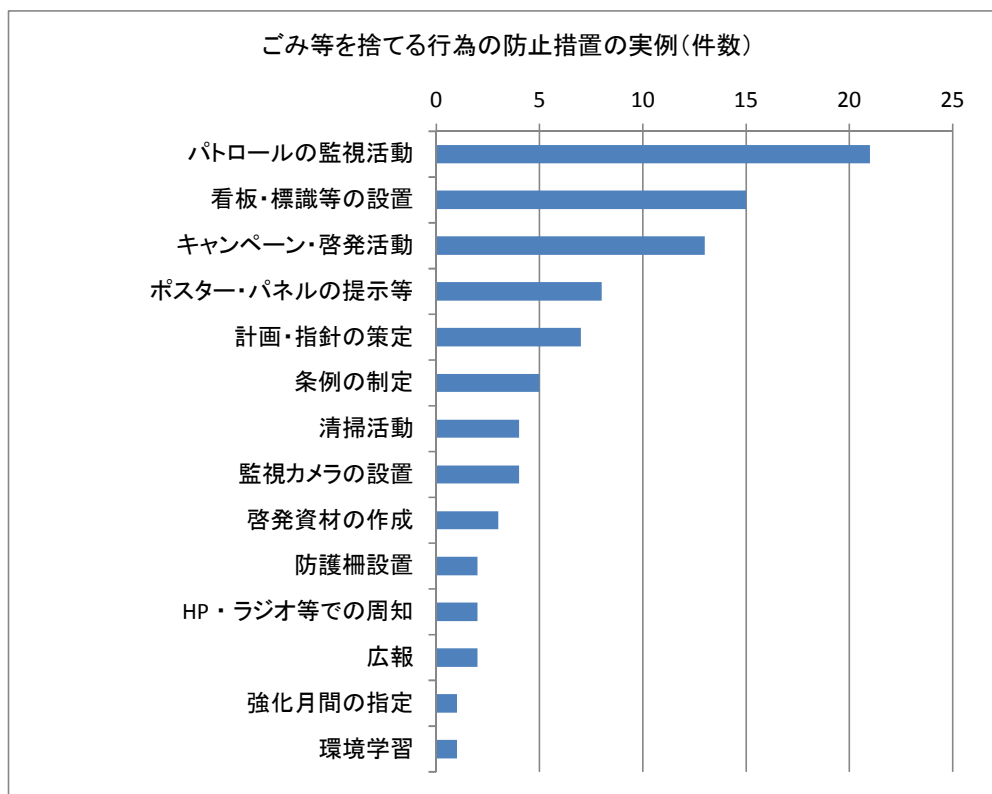


図 6-5 防止措置の主な実例（件数）

7 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）

各自治体が取り組む民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例について以下に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用した項目は「(基金)」、県単事業で実施した項目のうち、H25年度に実施した項目は「(H25)」、それ以外については「分類無」(H24単独等)と記載している。

①連携・活動に対する支援の実例

民間団体との連携・活動に体する支援の実例について表7-1-1～表7-1-4、図7-1-1～図7-1-4に示した。

表7-1-1 連携・活動に対する支援の実例(GND)

| 実例 (GND) | 自治体数 | 自治体名 |
|-----------------------|------|--------------------------------------|
| ボランティア活動との連携、支援 | 9 | 青森県、秋田県、山形県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、長崎県 |
| 協議会の開催 | 2 | 富山県、愛知県 |
| 海岸クリーンマップキャンペーン | 2 | 福井県、長崎県 |
| その他団体への支援 | 1 | 福井県 |
| 海辺の漂着物捜索 | 1 | 長崎県 |
| 普及啓発教材、ポスター等の作成 | 1 | 沖縄県 |
| 漂着物発生抑制対策ワーキンググループの設置 | 1 | 沖縄県 |

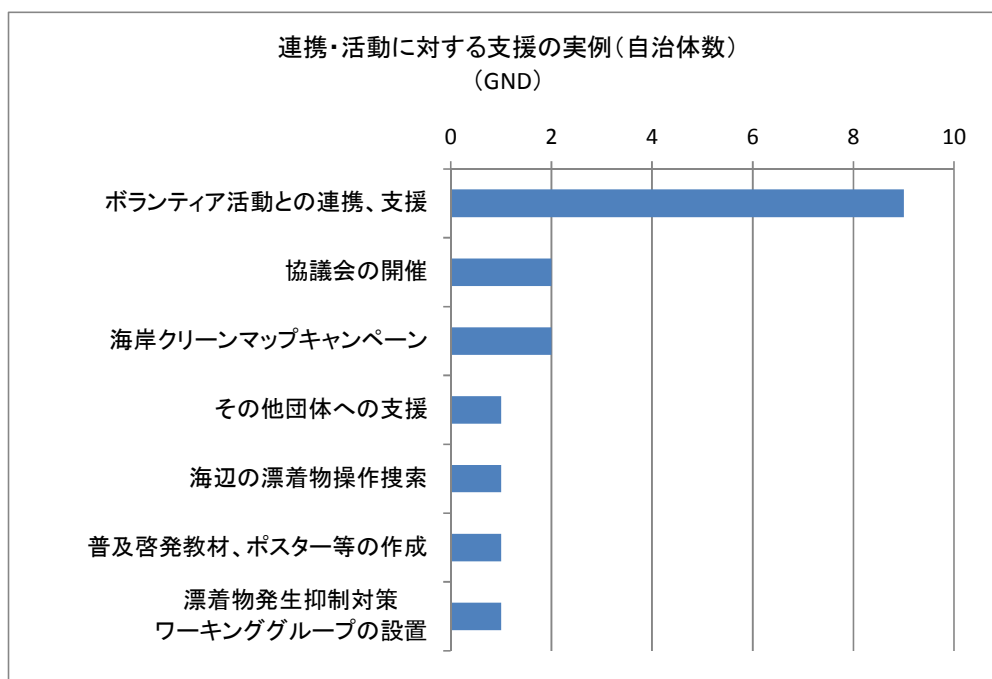


図7-1-1 連携・活動に対する支援の実例(GND)

表7-1-2 連携・活動に対する支援の実例(基金)

| 実例(基金) | 自治体数 | 自治体名 |
|-------------------|------|--------------------------------------|
| ボランティア活動との連携、支援 | 9 | 北海道、青森県、秋田県、山形県、三重県、和歌山県、山口県、長崎県、宮崎県 |
| 協議会の開催 | 1 | 愛知県 |
| 漂着ごみ講演会・実態調査の開催 | 1 | 三重県 |
| ビーチクリーンアップ | 1 | 長崎県 |
| 発生抑制対策ワークショップ等の開催 | 1 | 沖縄県 |
| 人材育成と普及啓発 | 1 | 沖縄県 |

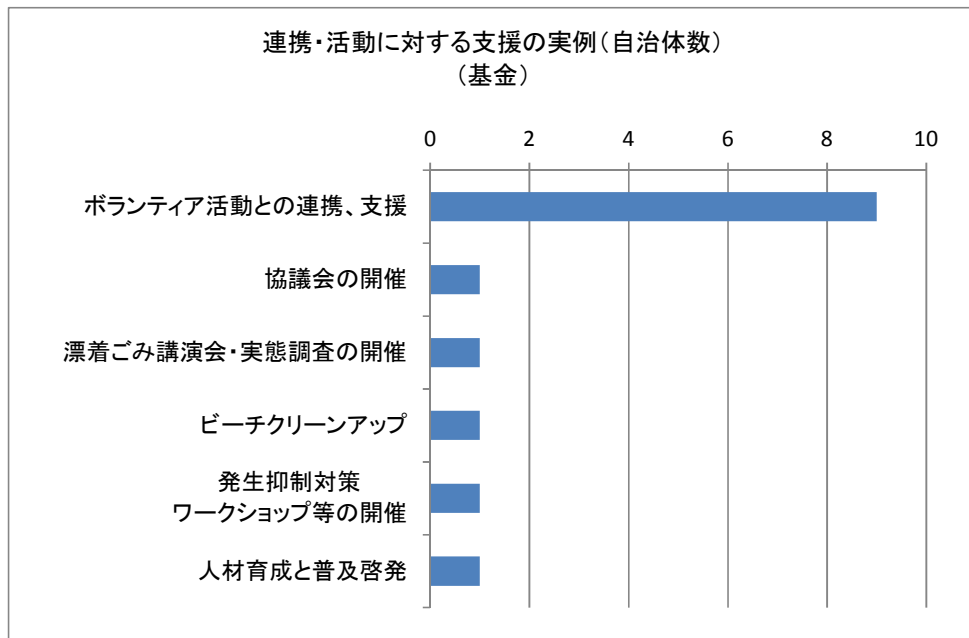


図7-1-2 連携・活動に対する支援の実例(基金)

表 7-1-3 連携・活動に対する支援の実例 (H25)

| 実例 (H25) | 自治体数 | 自治体名 |
|-----------------|------|--|
| ボランティア活動との連携、支援 | 13 | 宮城県、福井県、富山県、山梨県、愛知県、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県 |
| その他各種活動の推進 | 2 | 熊本県、沖縄県 |
| 海浜美化フォーラムへの講師派遣 | 1 | 北海道 |
| 海辺の漂着物調査 | 1 | 石川県 |
| 報奨金制度の策定 | 1 | 愛知県 |
| 漂着ごみ講演会・実態調査の開催 | 1 | 三重県 |
| 協働によるセミナー開催 | 1 | 岡山県 |
| 流木等の撤去に対する助成 | 1 | 大分県 |

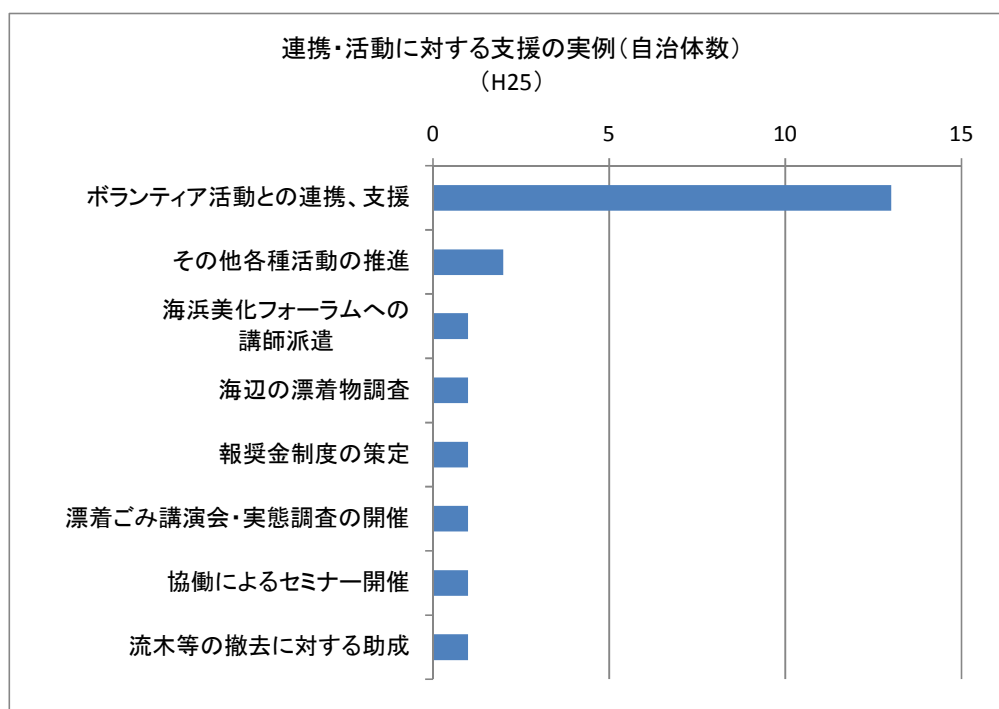


図 7-1-3 連携・活動に対する支援の実例 (H25)

表 7-1-4 連携・活動に対する支援の実例（分類無）

| 実例（分類無） | 自治体数 | 自治体名 |
|-------------------|------|------------------------------|
| ボランティア活動との連携、支援 | 7 | 神奈川県、富山県、三重県、鳥取県、香川県、高知県、長崎県 |
| その他各種活動の推進 | 2 | 神奈川県、静岡県 |
| 海辺の漂着物調査 | 2 | 鳥取県、長崎県 |
| 協議会の構成員としての参画 | 1 | 北海道 |
| 表彰制度による活動の推奨 | 1 | 静岡県 |
| 協議会やセミナーの開催 | 1 | 愛知県 |
| 海岸漂着物の回収・処理における支援 | 1 | 福岡県 |

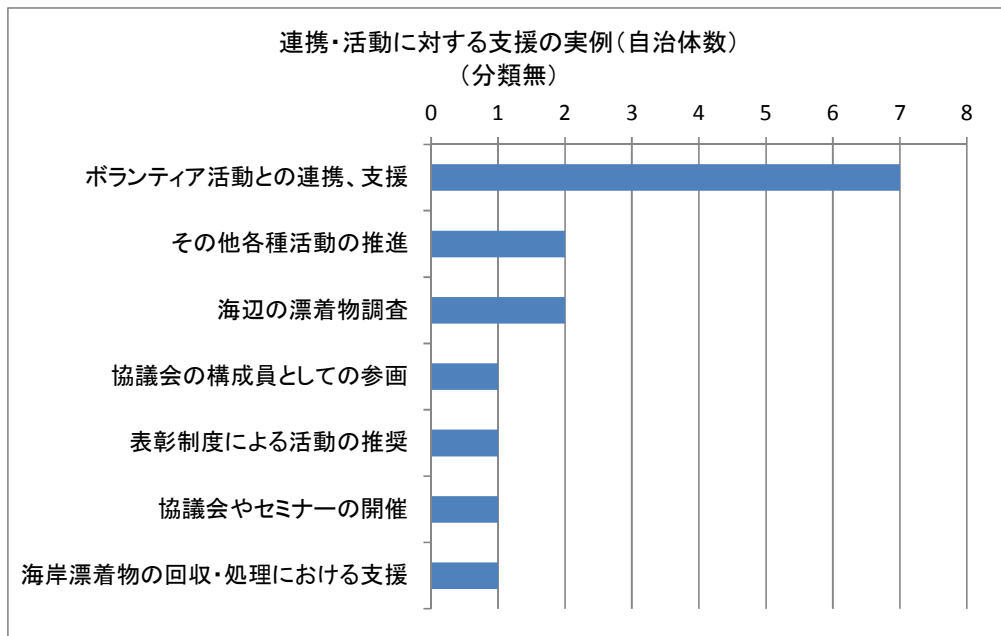


図 7-1-4 連携・活動に対する支援の実例（分類無）

②安全配慮の実例

安全配慮の実例について、表7-2、図7-2に示した。

ボランティア活動保険支援に加入している自治体が8と最も多かった。

表7-2 安全配慮の実例

| 安全配慮の実例 | 自治体数 | 自治体名 |
|-------------------|------|---------------------------------|
| ボランティア活動保険支援 | 8 | 宮城県、山形県、富山県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県 |
| 海岸漂着物等の取扱い等に関する指導 | 3 | 秋田県、島根県、長崎県 |
| 海岸清掃マニュアルの策定・周知 | 2 | 愛知県、沖縄県 |
| 安全に必要な資材の提供 | 1 | 青森県 |
| 津波発生時の行動の手引きの作成 | 1 | 神奈川県 |
| 報奨金制度の策定 | 1 | 愛知県 |
| 海岸清掃の手引きを作成 | 1 | 三重県 |
| リーフレット作成・配布 | 1 | 山口県 |

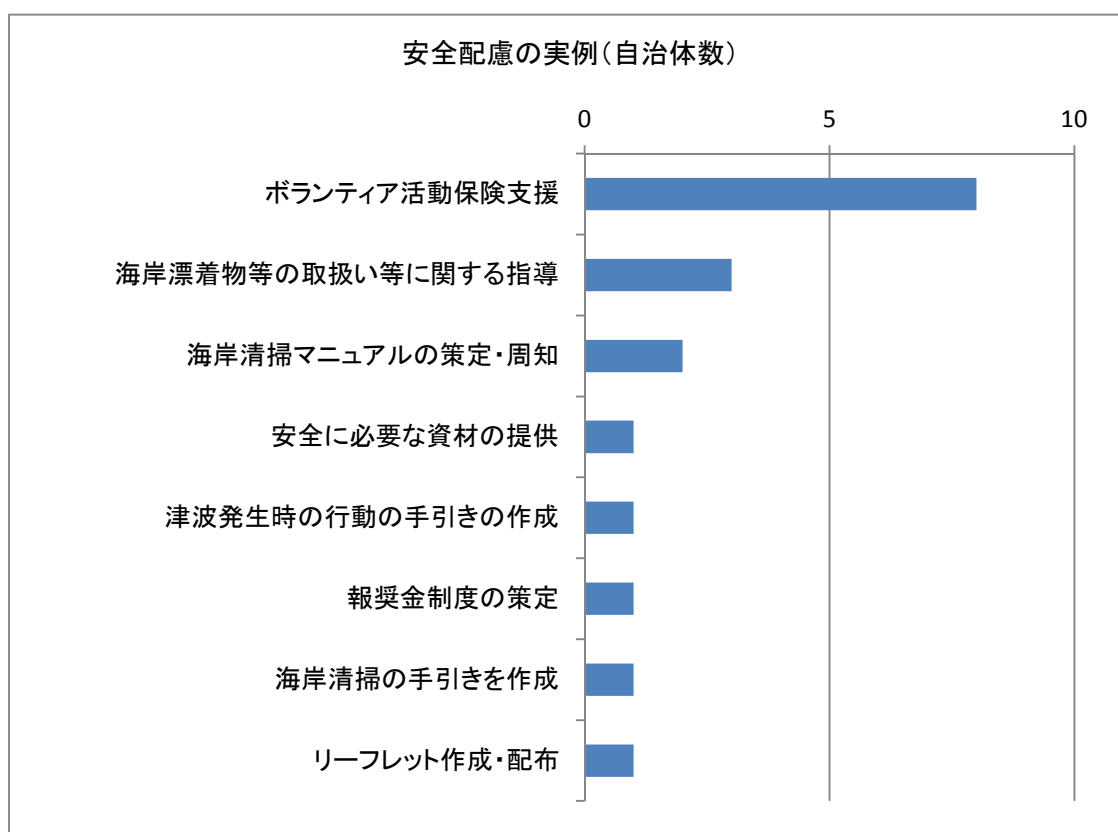


図7-2 安全配慮の実例

③連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体等について表7-3、図7-3に示した。

表 7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

| 連携している、又は連携が想定される民間団体 | 件数 |
|-----------------------|----|
| NPO 団体 | 13 |
| 漁業協同組合 | 13 |
| ボランティア団体 | 8 |
| 町内会・自治会 | 7 |
| 企業等 | 3 |
| 森林組合 | 2 |
| 商工会 | 2 |
| 観光協会 | 2 |
| 建設業協会 | 1 |
| その他団体 | 17 |

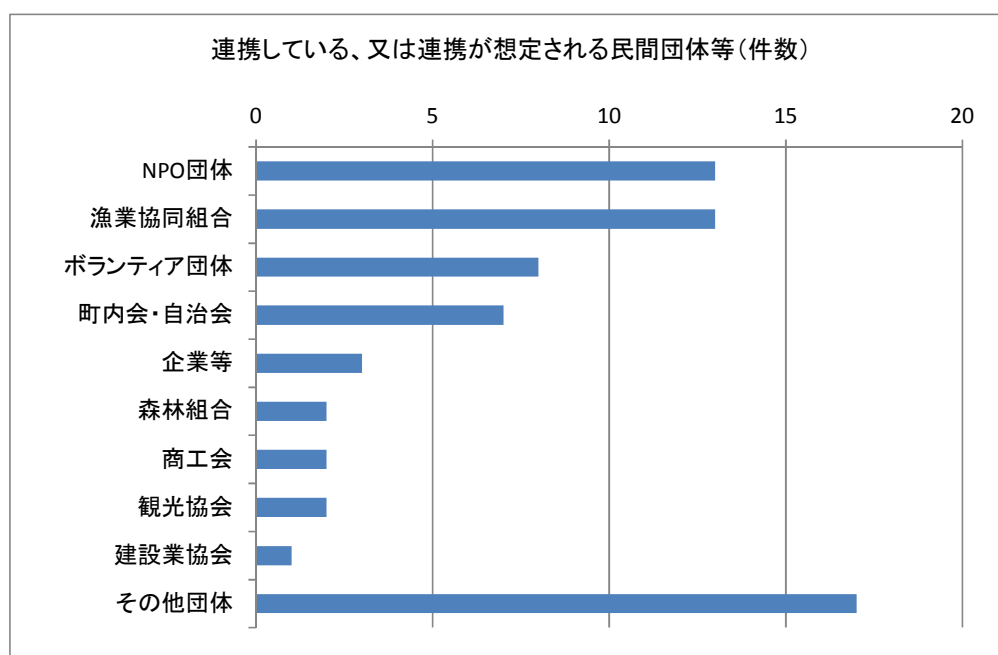


図 7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）

各自治体が取り組む環境教育の推進、普及啓発の主な実例について表8-1～表8-5、図8-1～図8-5に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用した項目は「(基金)」、県単事業で実施した項目のうち、H25年度に実施した項目は「(H25)」、それ以外については「分類無」（H24単独等）と記載している。

表8-1 環境教育・普及啓発の実例(GND)

| 実例 (GND) | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------------------|------|--------------------------------------|
| パンフレットの作成・啓発素材の配布等 | 9 | 秋田県、山形県、富山県、石川県、愛知県、兵庫県、山口県、香川県、沖縄県 |
| 環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動 | 9 | 秋田県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、島根県、徳島県、香川県、長崎県 |
| 清掃活動・クリーンアップ活動 | 8 | 山形県、神奈川県、富山県、京都府、山口県、徳島県、長崎県、沖縄県 |
| 新聞・TV・HP等による啓発活動 | 4 | 秋田県、富山県、福井県、愛知県 |
| 学校企業における教育の実施 | 4 | 山形県、島根県、香川県、長崎県 |

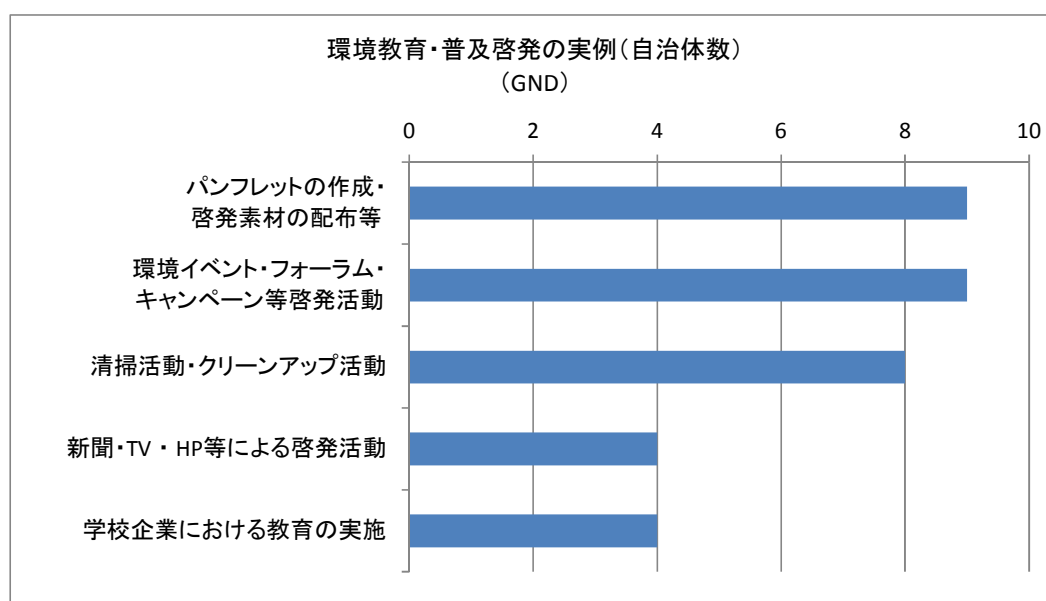


図8-1 環境教育・普及啓発の実例(GND)

表8-2 環境教育・普及啓発の実例(基金)

| 実例(基金) | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------------------|------|---|
| パンフレットの作成・啓発素材の配布等 | 12 | 山形県、茨城県、千葉県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、大分県、鹿児島県 |
| 環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動 | 11 | 秋田県、山形県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、京都府、島根県、香川県、長崎県、大分県 |
| 清掃活動・クリーンアップ活動 | 9 | 山形県、富山県、京都府、和歌山県、愛知県、山口県、徳島県、長崎県、沖縄県 |
| 学校企業における教育の実施 | 7 | 山形県、愛知県、島根県、徳島県、香川県、長崎県、鹿児島県、 |
| 新聞・TV・HP等による啓発活動 | 4 | 青森県、愛知県、鳥取県、宮崎県 |
| 普及啓発用看板の設置 | 2 | 愛媛県、高知県 |
| 標語・ポスター図案の募集・表彰・展示 | 1 | 愛知県 |

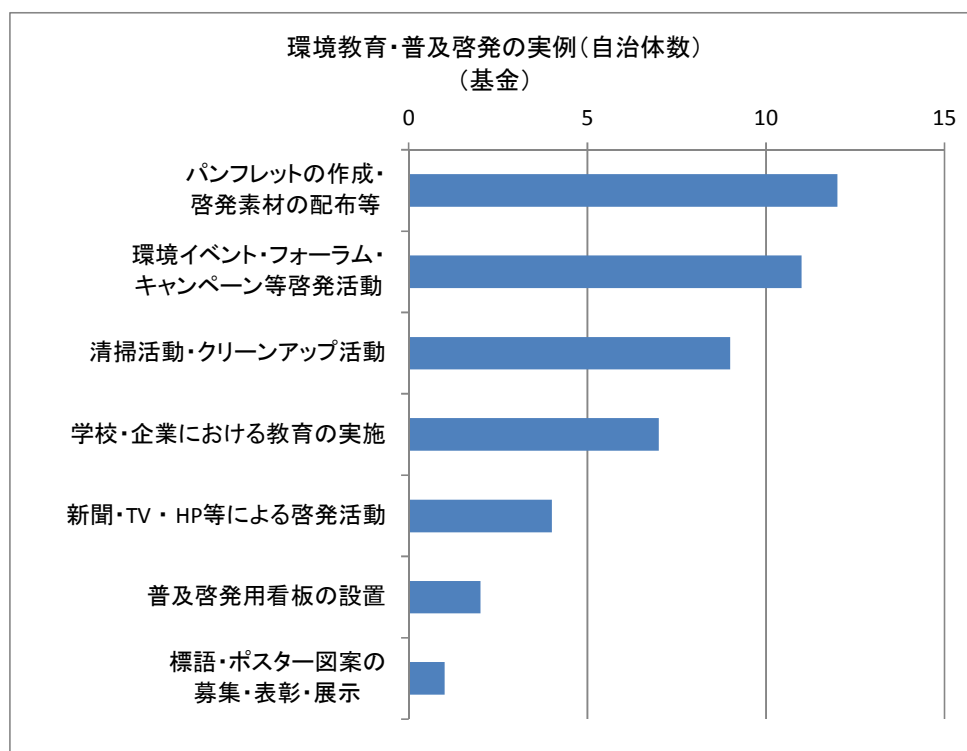


図8-2 環境教育・普及啓発の実例(基金)

表 8-3 環境教育・普及啓発の実例 (H25)

| 実例 (H25) | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------------------|------|---------------------|
| パンフレットの作成・啓発素材の配布等 | 5 | 北海道、青森県、三重県、長崎県、福岡県 |
| ポスター・パネルの展示 | 4 | 青森県、三重県、愛知県、沖縄県 |
| 環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動 | 4 | 山梨県、京都府、長崎県、沖縄県 |
| 新聞・TV・HP等による啓発活動 | 3 | 青森県、宮崎県、沖縄県 |
| 清掃活動・クリーンアップ活動 | 3 | 山梨県、富山県、香川県 |
| 海浜美化フォーラムへの講師派遣 | 1 | 北海道 |

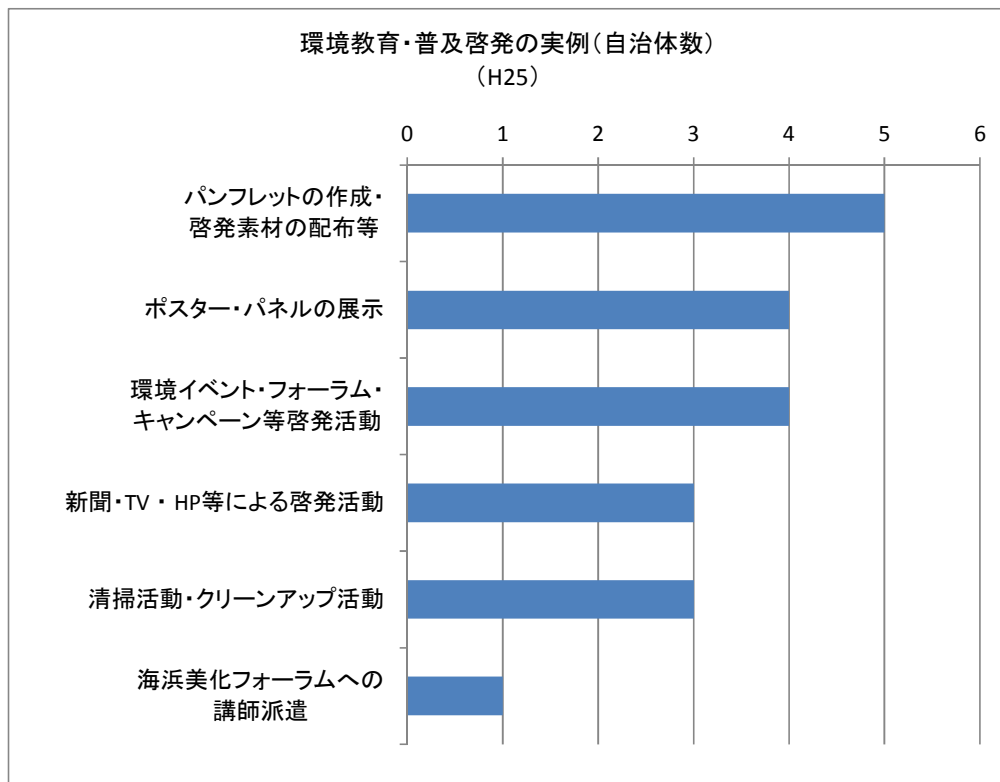


図 8-3 環境教育・普及啓発の実例 (H25)

表 8-4 環境教育・普及啓発の実例（分類無）

| 実例（分類無） | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------------------|------|---------------------------------|
| 環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動 | 8 | 石川県、静岡県、京都府、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、長崎県 |
| パンフレットの作成・啓発素材の配布等 | 7 | 秋田県、山形県、岐阜県、三重県、岡山県、香川県、愛媛県 |
| 学校企業における教育の実施 | 2 | 山形県、長崎県 |
| 新聞・TV・HP等による啓発活動 | 1 | 秋田県 |
| ボランティア団体の認定 | 1 | 広島県 |
| 研修会等の実施 | 1 | 山口県 |
| 清掃活動・クリーンアップ活動 | 1 | 長崎県 |

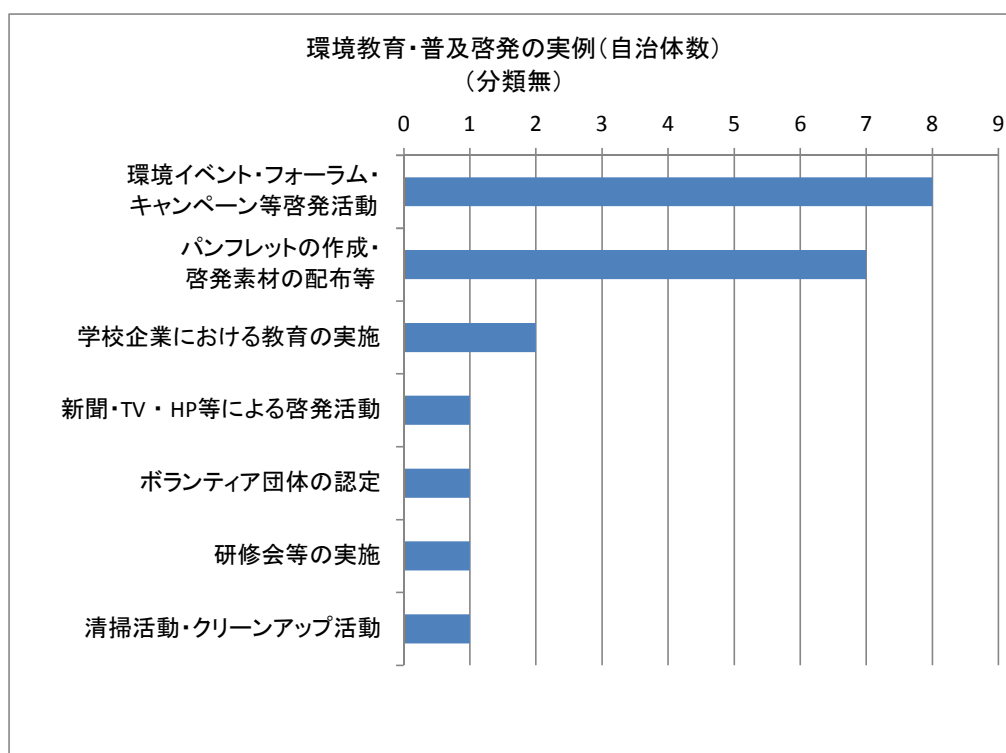


図 8-4 環境教育・普及啓発の実例（分類無）

表 8-5 環境教育・普及啓発の実例（件数）

| 実例 | 件数 |
|--------------------------|-----|
| 清掃活動・クリーンアップ活動 | 135 |
| 学校企業における教育の実施 | 104 |
| 環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動 | 94 |
| パンフレットの作成・啓発素材の配布等 | 40 |
| 新聞・TV・HP等による啓発活動 | 14 |
| 普及啓発用看板の設置 | 5 |
| ポスター・パネルの展示 | 4 |
| 海浜美化フォーラムへの講師派遣 | 1 |
| ボランティア団体の認定 | 1 |
| 研修会等の実施 | 1 |
| 標語・ポスター図案の募集・表彰・展示 | 1 |

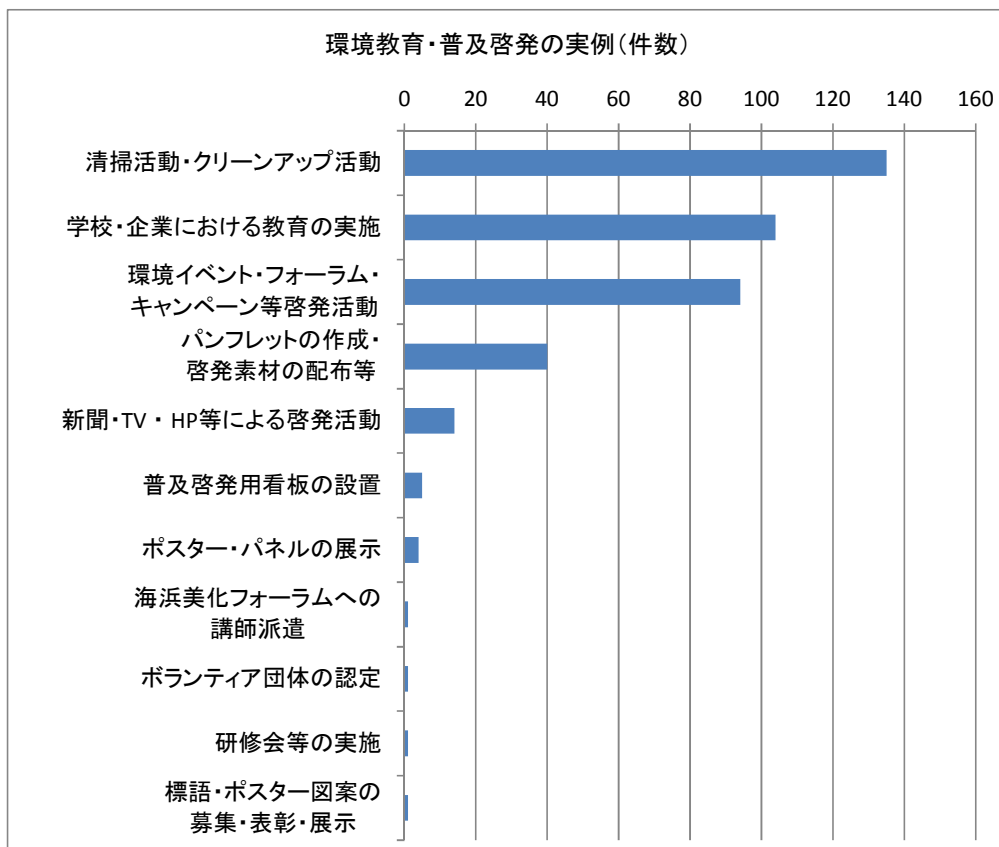


図 8-5 環境教育・普及啓発の実例（件数）

9 ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第23条、26条、27条)

各自治体が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の実例について以下に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」、海ごみ基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を利用した項目は「(基金)」、県単事業で実施した項目のうち、H25年度に実施した項目は「(H25)」、それ以外については「分類無」(H24単独等)と記載している。

①環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例

各自治体が取り組む環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例について表9-1-1～表9-1-5、図9-1-1～図9-1-5に示した。

表9-1-1 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(GND)

| 実例 (GND) | 自治体数 | 自治体名 |
|----------|------|------|
| パトロールの実施 | 1 | 長崎県 |
| 発生源調査 | 1 | 愛知県 |

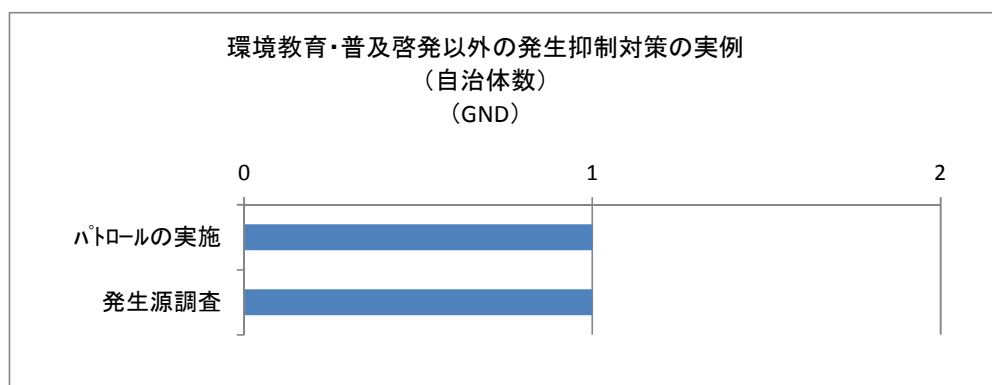


図9-1-1 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(GND)

表9-1-2 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(基金)

| 実例(基金) | 自治体数 | 自治体名 |
|-----------------|------|------------------|
| 不法投棄防止等発生抑制看板設置 | 4 | 和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県 |
| 河川におけるごみ調査 | 1 | 愛知県 |

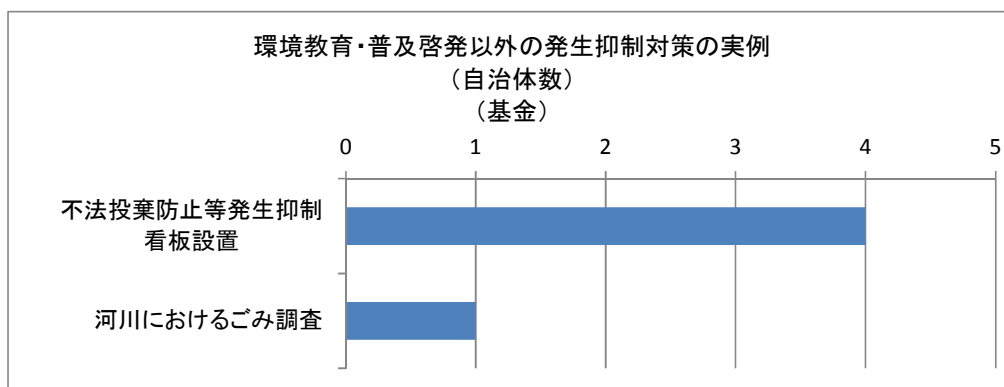


図9-1-2 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(基金)

表 9-1-3 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例（H25）

| 実例（H25） | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------------|------|------|
| 標語・ポスター図案の募集・表彰・展示 | 1 | 北海道 |
| パトロールの実施 | 1 | 長崎県 |
| 不法投棄ホットラインの設立 | 1 | 長崎県 |
| 関係自治体が連携した漂着物対策の検討 | 1 | 愛知県 |
| 海底ごみ処理に関する調査 | 1 | 岡山県 |

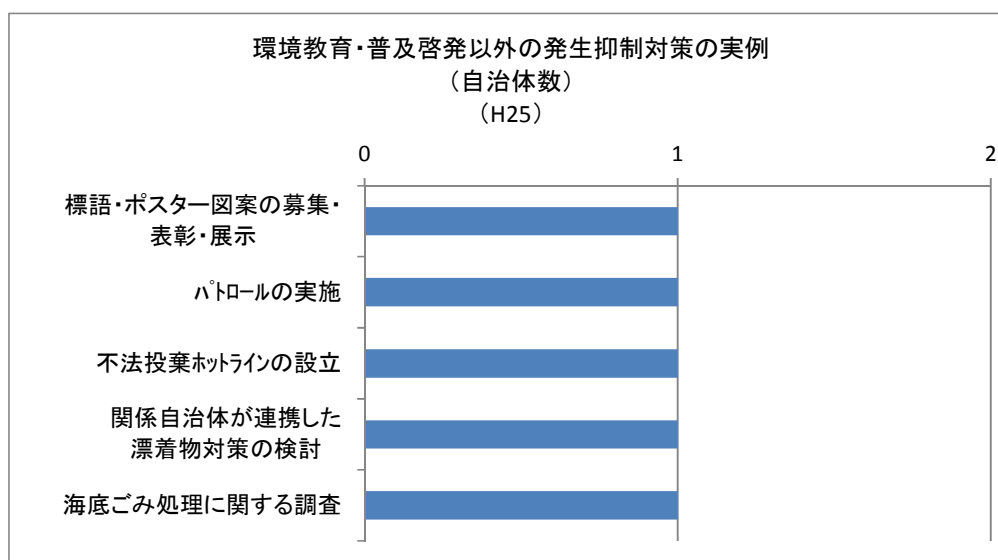


図 9-1-3 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例（H25）

表 9-1-4 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例（分類無）

| 実例（分類無） | 自治体数 | 自治体名 |
|-------------|------|-------------|
| パトロールの実施 | 3 | 宮城県、山口県、長崎県 |
| 監視カメラの設置 | 2 | 宮城県、和歌山県 |
| スカイパトロールの実施 | 1 | 宮城県 |
| 協議会による対策の検討 | 1 | 山口県 |

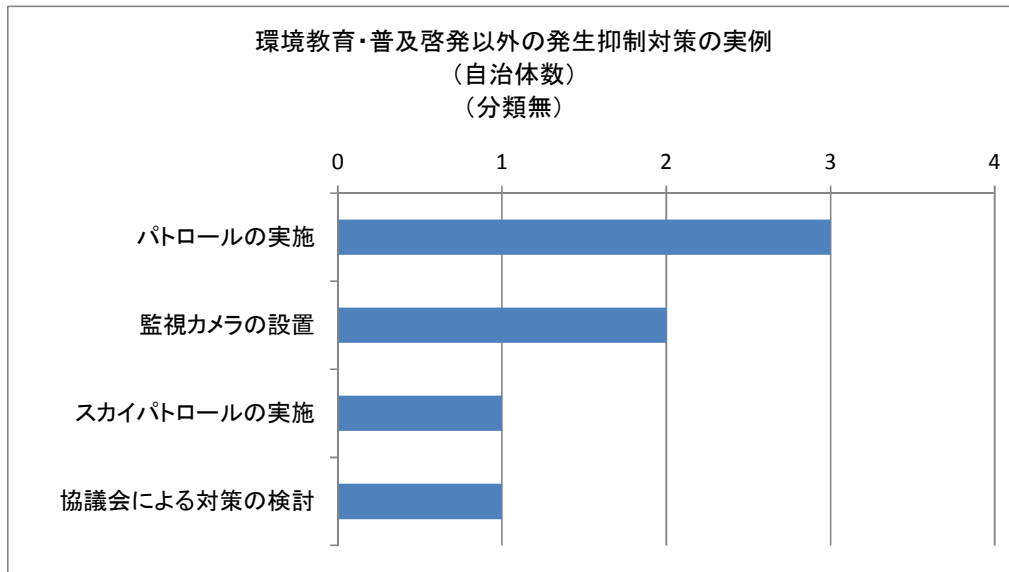


図 9-1-4 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例（分類無）

表9-1-5 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(件数)

| 実例 | 件数 |
|--------------------|----|
| パトロール等の実施 | 8 |
| 不法投棄防止等発生抑制看板設置 | 4 |
| 監視カメラの設置 | 2 |
| 不法投棄ホットラインの設立 | 1 |
| 標語・ポスター図案の募集・表彰・展示 | 1 |
| 漂着物対策の検討 | 1 |
| 河川におけるごみ調査 | 1 |
| 発生源調査 | 1 |
| 海底ごみ処理に関する調査 | 1 |
| 協議会による対策の検討 | 1 |

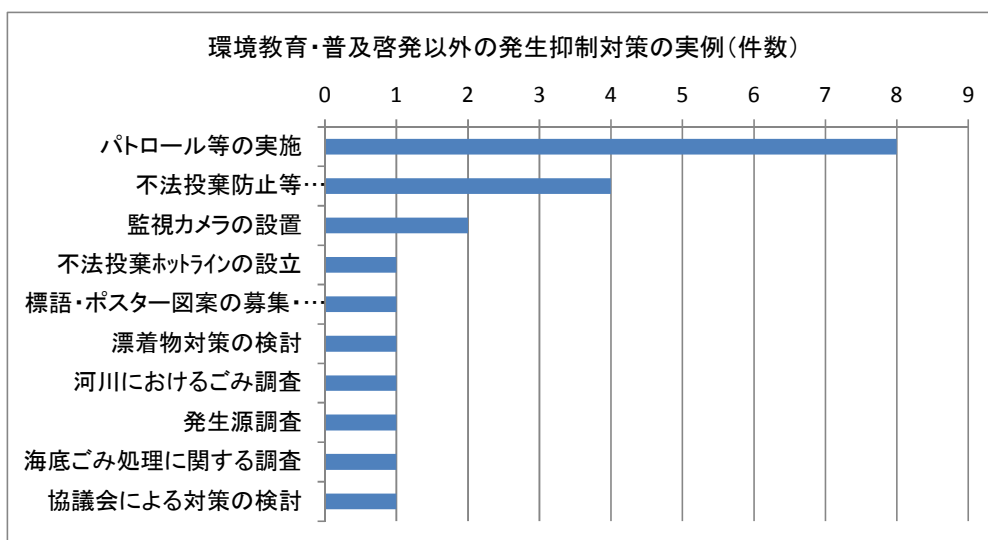


図9-1-5 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(件数)

②発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例

各自治体が取り組む発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例について表9-2-1～表9-2-4、図9-2-1～図9-2-4に示した。

表9-2-1 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例 (GND)

| 事例 (GND) | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------------|------|-------------|
| パンフレットの作成・啓発素材の配布等 | 3 | 秋田県、山口県、沖縄県 |
| 清掃活動・クリーンアップ活動 | 2 | 山形県、長崎県 |
| 学校企業における教育の実施 | 1 | 山形県 |
| 新聞・TV・HP等による啓発活動 | 1 | 福井県 |

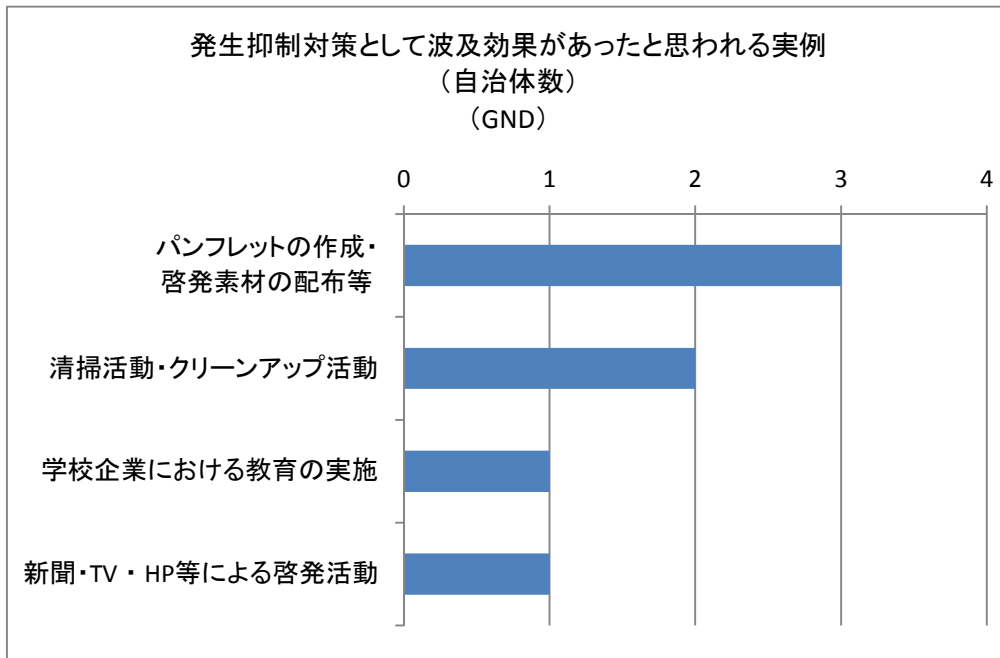


図9-2-1 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例 (GND)

表9-2-2 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例(基金)

| 事例(基金) | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------------------|------|---------|
| 清掃活動・クリーンアップ活動 | 2 | 山形県、長崎県 |
| パンフレットの作成・啓発素材の配布等 | 2 | 香川県、宮崎県 |
| 学校企業における教育の実施 | 1 | 山形県 |
| 海岸利用者等へのごみの持ち帰り等の直接のよびかけ | 1 | 神奈川県 |
| 上流域の関係団体、住民による海岸の視察、清掃活動 | 1 | 富山県 |
| 新聞・TV・HP等による啓発活動 | 1 | 和歌山県 |
| 環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動 | 1 | 島根県 |

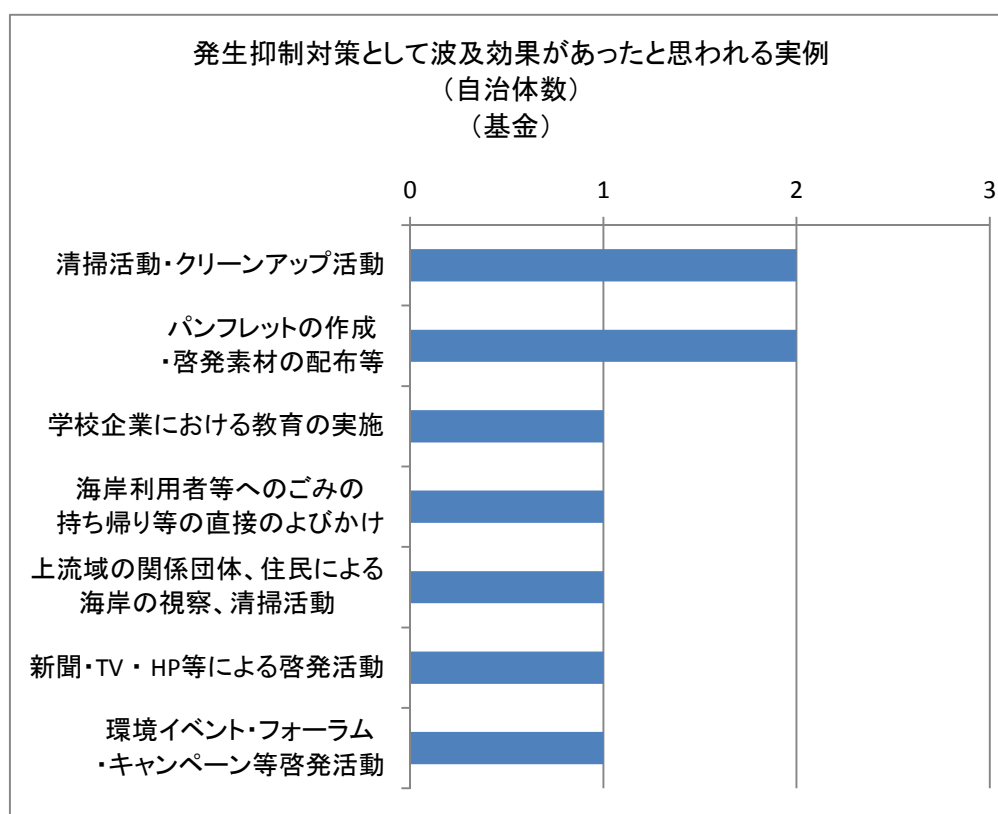


図9-2-2 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例(基金)

表 9-2-3 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例（H25）

| 事例（H25） | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------------|------|------|
| 関係自治体が連携した清掃活動への参加 | 1 | 三重県 |
| 清掃活動・クリーンアップ活動 | 1 | 沖縄県 |

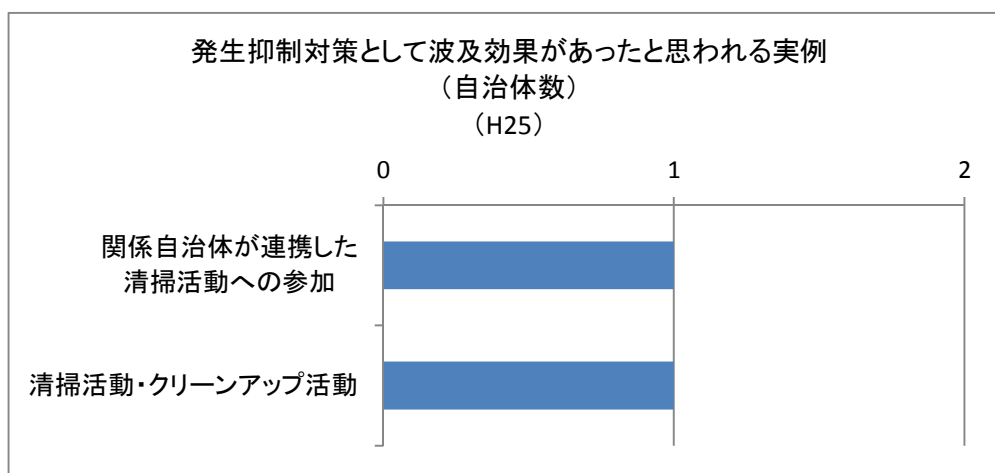


図 9-2-3 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例（H25）

表 9-2-4 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例（分類無）

| 事例（分類無） | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------------|------|---------|
| 清掃活動・クリーンアップ活動 | 2 | 山形県、長崎県 |
| パンフレットの作成・啓発素材の配布等 | 2 | 秋田県、富山県 |
| 学校・企業における教育の実施 | 1 | 山形県 |
| 移動式監視カメラの設置 | 1 | 宮城県 |
| 関係自治体が連携した漂着物対策の検討 | 1 | 愛知県 |

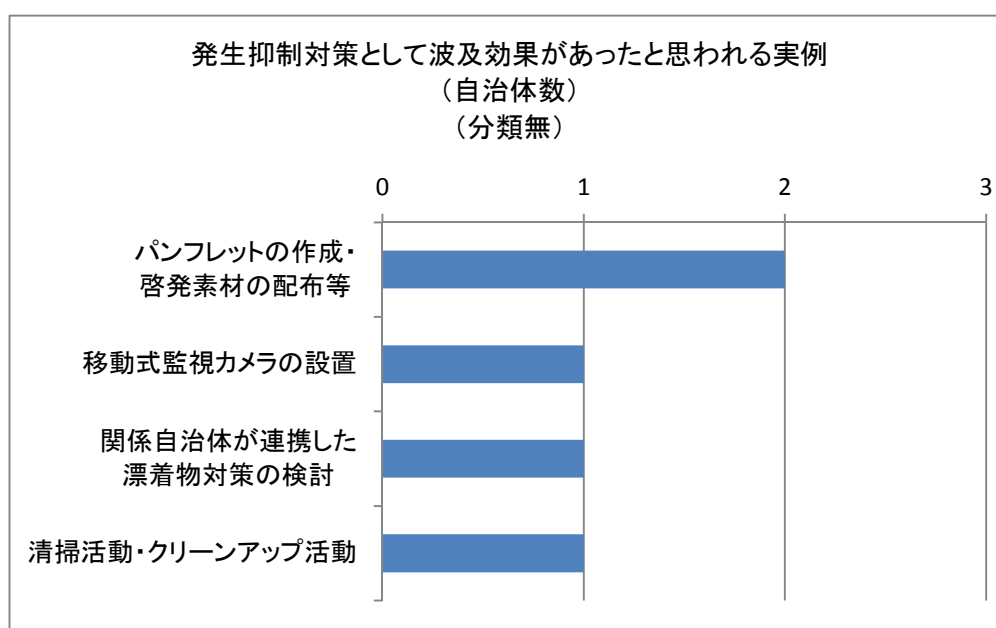


図 9-2-4 発生抑制対策として波及効果があったと思われる事例（分類無）

③発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

各自治体が取り組む発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題について表9-3-1～表9-3-4、図9-3-1～図9-3-4に示した。

表9-3-1 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(GND)

| 検討課題 (GND) | 自治体数 | 自治体名 |
|-------------------------|------|---------|
| イベント参加者の拡大 | 2 | 秋田県、島根県 |
| 河川ごみが発生原因であることの周知、啓発が必要 | 1 | 山形県 |
| 沿岸地域以外の地域への意識醸成 | 1 | 福井県 |
| TV等による啓発は一時的なものになりがち | 1 | 福井県 |
| 広域レベルで取り組む対策の必要性 | 1 | 長崎県 |
| 離島等における人材育成 | 1 | 沖縄県 |
| 海外由来ごみの発生抑制対策 | 1 | 沖縄県 |

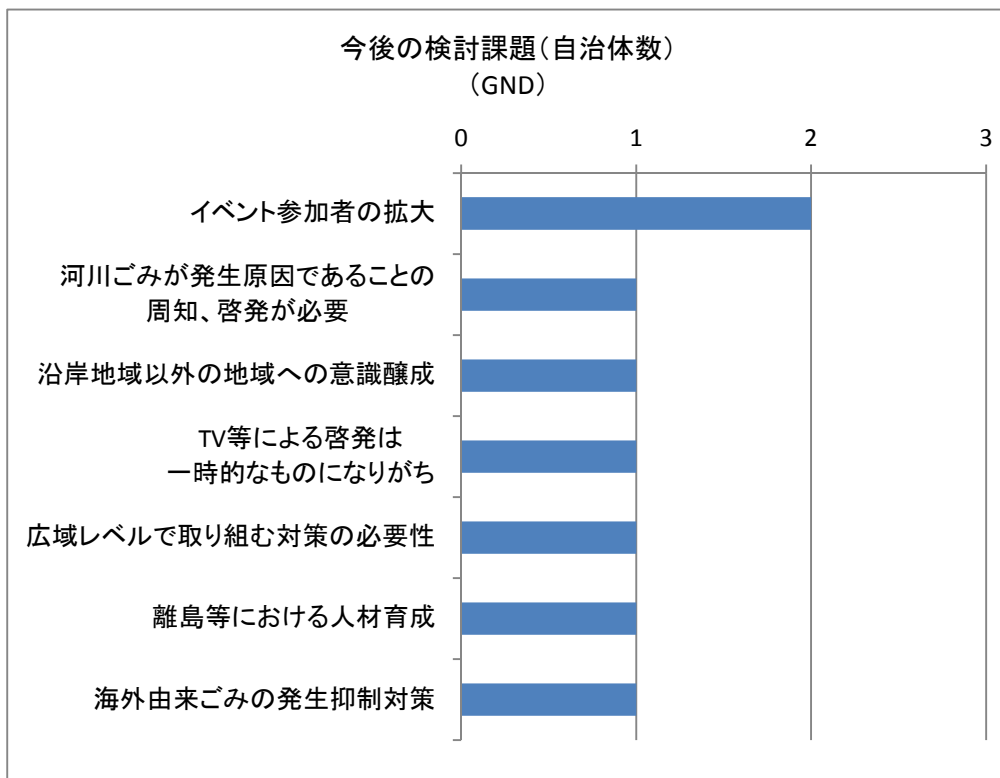


図9-3-1 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(GND)

表9-3-2 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(基金)

| 検討課題 (基金) | 自治体数 | 自治体名 |
|-------------------------|------|---------|
| イベント参加者の拡大 | 2 | 秋田県、島根県 |
| 河川ごみが発生原因であることの周知、啓発が必要 | 2 | 山形県、富山県 |
| 内陸部の住民への普及啓発 | 2 | 京都府、鳥取県 |
| 流木の具体的発生抑制対策 | 2 | 三重県、宮崎県 |
| 普及啓発の効果的な実施時期や方法の検討 | 2 | 茨城県、兵庫県 |
| ごみの持ち帰り等を徹底するための方法 | 1 | 神奈川県 |
| 河川ごみの発生原因者や発生場所の特定が困難 | 1 | 愛知県 |
| 広域レベルで取り組む対策の必要性 | 1 | 長崎県 |
| 離島等における人材育成 | 1 | 沖縄県 |
| 海外由来ごみの発生抑制対策 | 1 | 沖縄県 |

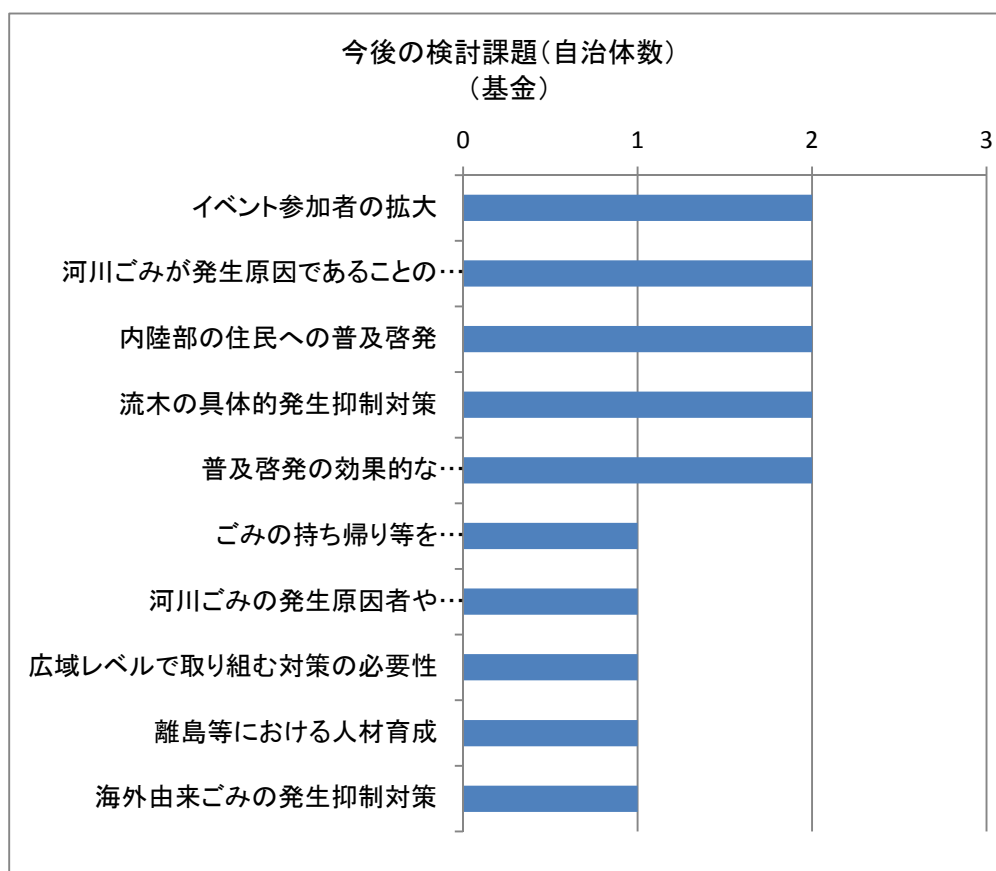


図9-3-2 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(基金)

表 9-3-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（H25）

| 検討課題（H25） | 自治体数 | 自治体名 |
|--------------------|------|------|
| ボランティア清掃活動参加者の減少傾向 | 1 | 香川県 |

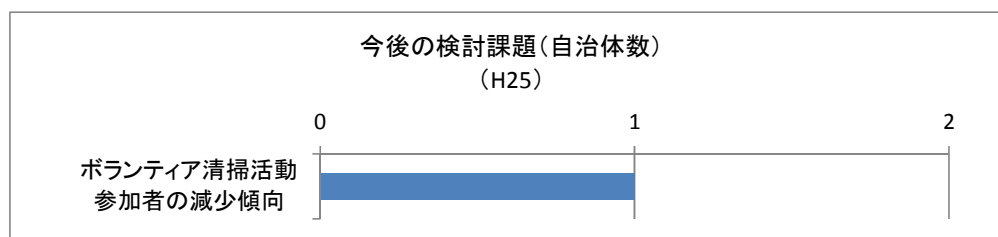


図 9-3-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（H25）

表 9-3-4 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（分類無）

| 検討課題（分類無） | 自治体数 | 自治体名 |
|----------------------------|------|------|
| 監視の目が及ばない夜間等における抑制対策 | 1 | 宮城県 |
| 上流地域との連携方法 | 1 | 新潟県 |
| 海岸清掃に興味がない人をどのように巻き込んでいくか。 | 1 | 新潟県 |
| 沿岸地域以外の地域への意識醸成 | 1 | 福井県 |
| TV等による啓発は一時的なものになりがち | 1 | 福井県 |
| 河川ごみの発生原因者や発生場所の特定が困難 | 1 | 愛知県 |
| 普及啓発の効果的な実施時期や方法の検討 | 1 | 茨城県 |
| 国際間の連携・協力が必要 | 1 | 山口県 |
| 長期的な継続が必要 | 1 | 徳島県 |
| 広域レベルで取り組む対策の必要性 | 1 | 長崎県 |

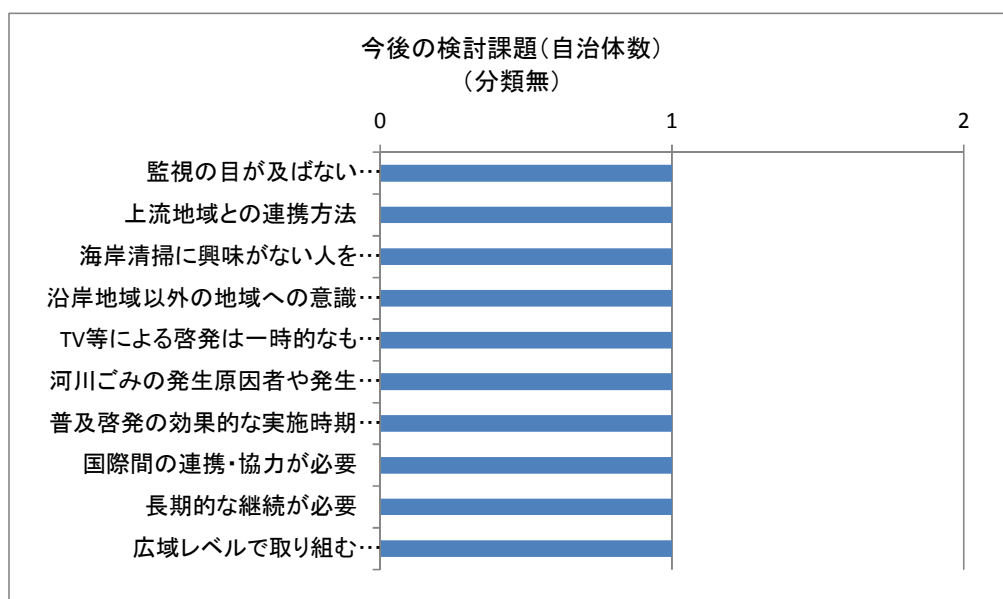


図 9-3-4 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（分類無）

④発生抑制対策のこれまでの現状及びこれからの予定

各自治体が行き組む発生抑制対策のこれからの予定について表9-4-1～表9-4-2、図9-4-1～図9-4-2に示した。

なおこれまでの現状については「①～③で示した」との回答が多かったため省略した。

表9-4-2発生抑制対策のこれからの予定(基金)

| これからの予定(基金) | 自治体数 | 自治体名 |
|---------------------------|------|-------------------------------------|
| パンフレットの作成・啓発素材の配布等 | 9 | 茨城県、東京都、富山県、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、熊本県、沖縄県 |
| 清掃活動・クリーンアップ活動 | 5 | 山形県、愛知県、島根県、山口県、大分県 |
| 環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動 | 3 | 三重県、京都府、島根県 |
| 看板等の設置 | 2 | 香川県、愛媛県 |
| 海外由来ごみの発生抑制対策 | 2 | 福岡県、沖縄県 |
| リサイクルモデルの実証実験 | 1 | 北海道、 |
| NPO団体と連携した漂着ごみ回収体験イベントの開催 | 1 | 秋田県、 |
| 発生源対策 | 1 | 東京都 |
| 効果的なモニタリング手法 | 1 | 東京都 |
| 発生抑制に係る普及啓発事業 | 1 | 神奈川県 |
| 上下流を含めた幅広い地域の関係者が連携した対策 | 1 | 富山県 |
| 河川ごみの調査 | 1 | 愛知県 |
| 一般県民を対象とした普及啓発用のパネル展示 | 1 | 和歌山県 |
| 児童を対象とした環境学習教材の作成 | 1 | 和歌山県 |
| 海岸漂着物普及啓発員の採用 | 1 | 兵庫県 |
| 新聞・TV・HP等による啓発活動 | 1 | 鳥取県 |
| ワークショップの開催 | 1 | 愛媛県 |
| 海岸愛護月間と連携したごみ投棄防止の広報 | 1 | 宮崎県 |

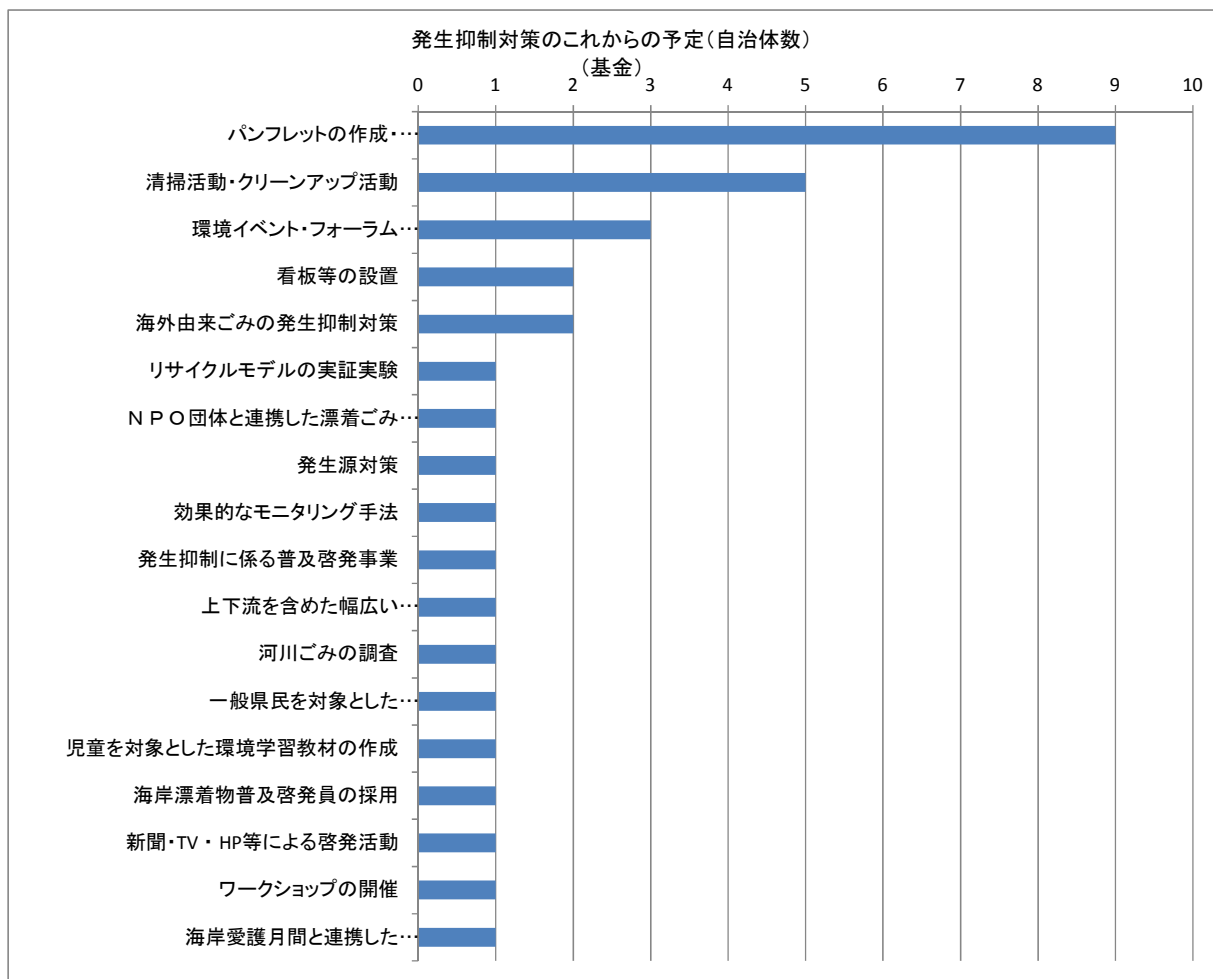


図9-4-1 発生抑制対策のこれからの予定(基金)

表 9-4-2 発生抑制対策のこれからの予定（分類無）

| これからの予定（分類無） | 自治体数 | 自治体名 |
|-------------------------------|------|-----------------|
| 環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動 | 4 | 石川県、山梨県、香川県、愛媛県 |
| パンフレットの作成・啓発素材の配布等 | 3 | 香川県、徳島県、愛媛県 |
| キャンペーン・啓発活動 | 2 | 青森県、栃木県 |
| 新聞・TV・HP等による啓発活動 | 2 | 青森県、岡山県 |
| パトロール・監視活動 | 2 | 栃木県、岡山県 |
| 警備業者による夜間パトロール等の実施、民間協力団体の拡大等 | 1 | 宮城県 |
| 地域計画策定 | 1 | 新潟県 |
| ボランティア清掃活動への支援 | 1 | 香川県 |

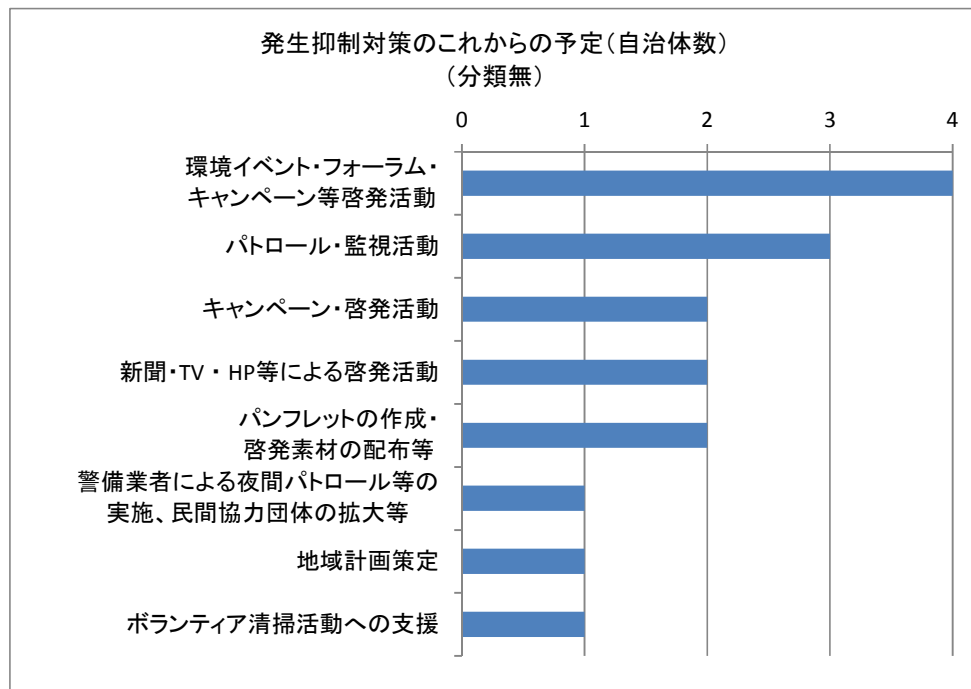


図 9-4-2 発生抑制対策のこれからの予定（分類無）

10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第28条）

① 効率的な処理

海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況について表10-1、図10-1に示した。

表10-1 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況

| 実施状況 | 自治体数 | 自治体名 |
|---------|------|-----------------------------------|
| 行なっている | 8 | 千葉県、神奈川県、和歌山県、島根県、山口県、香川県、長崎県、沖縄県 |
| 行なっていない | 39 | その他の都道府県 |

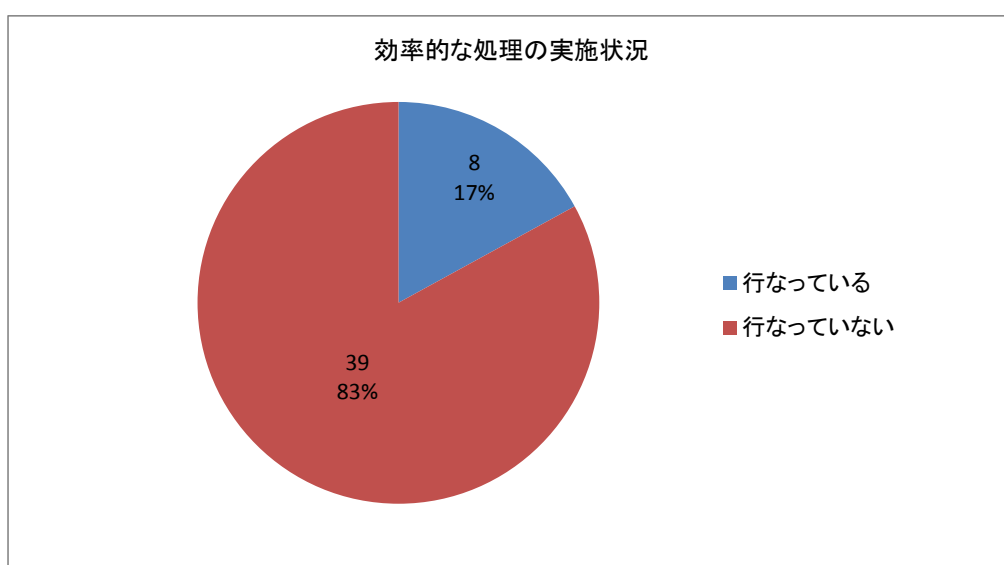


図10-1 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況

②再生利用

海岸漂着物等の再生利用の実施状況について表10-2、図10-2に示した。

表10-2 海岸漂着物等の再生利用の実施状況

| 実施状況 | 自治体数 | 自治体名 |
|---------|------|--------------------------|
| 行なっている | 6 | 北海道、山形県、和歌山県、島根県、長崎県、沖縄県 |
| 行なっていない | 39 | その他の都道府県 |

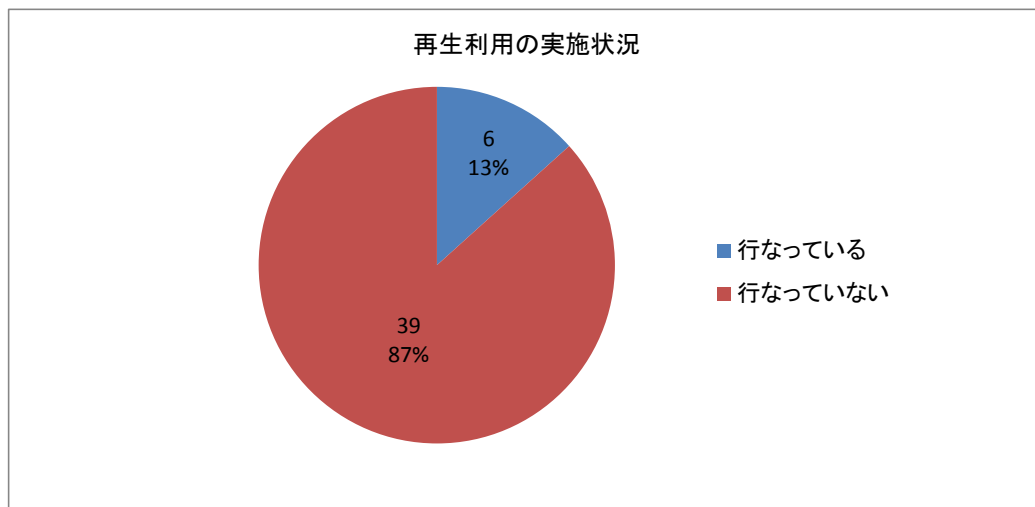


図10-2 海岸漂着物等の再生利用の実施状況

③発生の原因の究明等

海岸漂着物等の発生の原因の究明等の実施状況について表10-3、図10-3に示した。

表10-3 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況

| 実施状況 | 自治体数 | 自治体名 |
|---------|------|--|
| 行なっている | 11 | 北海道、青森県、神奈川県、富山県、福井県、愛知県、三重県、島根県、香川県、徳島県、長崎県 |
| 行なっていない | 36 | その他の都道府県 |

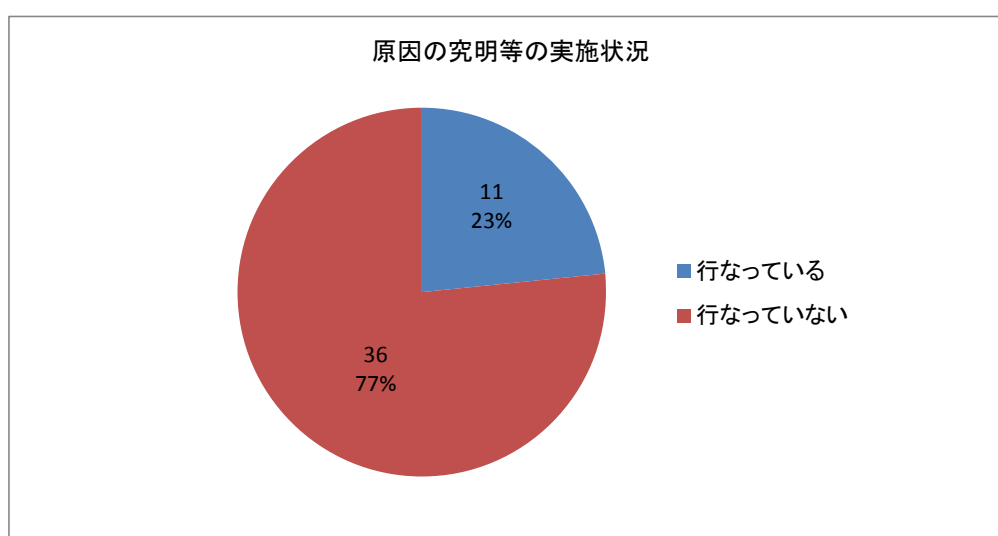


図10-3 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況

④成果の概要

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施している自治体の成果の概要について表10-4～表10-6に示した。

表10-4 効率的な処理の成果の概要

| 自治体 | 効率的な処理の成果の概要 |
|------|--|
| 千葉県 | 処理について、近場の市町村の処分場をできるだけ利用し経費削減に努めている。 |
| 神奈川県 | 海岸に漂着する多量の海藻処理について、実験や調査を実施。海藻の処理方法を検討。処理方法はコストや環境問題等を考慮した結果、埋却処理が現実的である。 |
| 和歌山県 | 大規模災害時（平成23年台風第12号時）に、漂着物等のうち、利用可能な流木は一般県民に公募で提供し、残った利用可能な部分以外（根など）を処分した。 |
| 島根県、 | 市町村所有処理施設との調整：会議により市町村処理施設で処理する際の留意事項を確認 |
| 香川県 | 海ごみは、陸上生活由来のごみが多数であり、陸域から川を通じて海に流入。動態・量・時期の詳細について調査中。 |
| 長崎県 | H21のモデル事業を参考に海岸管理者が効率的な処理に取り組むようになった。 |
| 沖縄県 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸清掃マニュアル（回収事業編）の作成 ・関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り ・小型焼却炉を用いた効率的な処理方法の調査検討 |

表10-5 再生利用の成果の概要

| 自治体 | 再生利用の成果の概要 |
|------|---|
| 北海道 | <ul style="list-style-type: none"> ・流木の家畜の敷料としての活用 ・流木の燃料としての活用 |
| 山形県 | 漂着流木を原料とした炭作り |
| 和歌山県 | 大規模災害時（平成23年台風第12号時）に、直径10cm以上の流木はチップ業者又は薪を利用する一般家庭に無償提供。 |
| 島根県 | 処分業者との再生利用可否に関する意見交換：廃プラの再生利用可否について、業者訪問にて意見交換を実施 |
| 長崎県 | H21モデル事業を参考にリサイクルの推進の意識が醸成されている。 |
| 沖縄県 | 県内における海岸漂着物の再資源化の可能性に関する調査。 |

表10-6 発生原因の究明等の成果の概要

| 自治体 | 発生原因の究明等の成果の概要 |
|------|--|
| 北海道 | 気象及び海象データの解析と海岸毎の流木の漂着特性の検討を行い、地域ごとの流木の発生時期や発生要因、今後見込まれる回収・処理量等の推定を行っている。 |
| 青森県 | 平成22年6月、11月に青森県内海岸全域において、ゴミ漂着状況調査（粹取調査＋写真撮影による推計）を行い、調査結果をもとに、地域計画の重点区域を決定した。 |
| 神奈川県 | 海岸に漂着したごみの組成分析に関する調査を実施し、基礎データを収集。 |
| 富山県 | 漂着物の多い海岸を対象とした詳細調査を実施し、県内陸部から河川を通じて流出したごみが多く漂着していること、気象の影響により漂着物の量に差が生じることなどを把握。 |
| 福井県 | H22. 11月の調査により海岸漂着物の状況について、陸域からのごみが7割を占めることが判明。地域計画に盛り込み、対策を講じることとしている。 |
| 愛知県 | 平成25年度から26年度にかけて調査を実施。調査結果の分析は平成26年度に実施することとしている。 |
| 三重県 | 海岸漂着物の構成把握(海岸漂着物モニタリング) |
| 島根県 | 海辺の漂着物調査による発生国調査：回収した漂着物を種類別・国別に分類し、データを蓄積する。 |
| 徳島県 | 事業実施海岸における海岸漂着物実態調査 |
| 香川県 | 海ごみは、陸上生活由来のごみが多数であり、陸域から川を通じて海に流入。動態・量・時期の詳細について調査中。 |
| 長崎県 | H21モデル事業、H21～H25海辺の漂着物調査 |

11 海岸漂着物対策事業に係る事業費（法第 29 条）

①事業費合計

海岸漂着物対策事業に係る事業費について、平成21年度から平成25年度（平成26年1月末時点）における各年度の地域GND基金事業費、海ごみ基金事業費（海岸漂着物地域対策推進事業費）、その他の国費による事業費及び県単独の事業費をそれぞれ表11-1、図11-1に示した。平成22年度以降、国費事業費および県単事業費よりもGND事業費および基金事業費の依存度が高いことが分かる。

表11-1 海岸漂着物対策事業に係る事業費（全国合計 単位：千円）

| 年度 | GND事業費 | 基金事業費 | その他国費事業費 | 県単事業費 |
|--------|-----------|-----------|----------|---------|
| 平成21年度 | 230,069 | - | 102,090 | 339,570 |
| 平成22年度 | 1,553,103 | - | 78,673 | 535,618 |
| 平成23年度 | 3,194,064 | - | 602,032 | 921,271 |
| 平成24年度 | 585,076 | - | 732,820 | 517,344 |
| 平成25年度 | - | 3,757,923 | 115,866 | 314,358 |

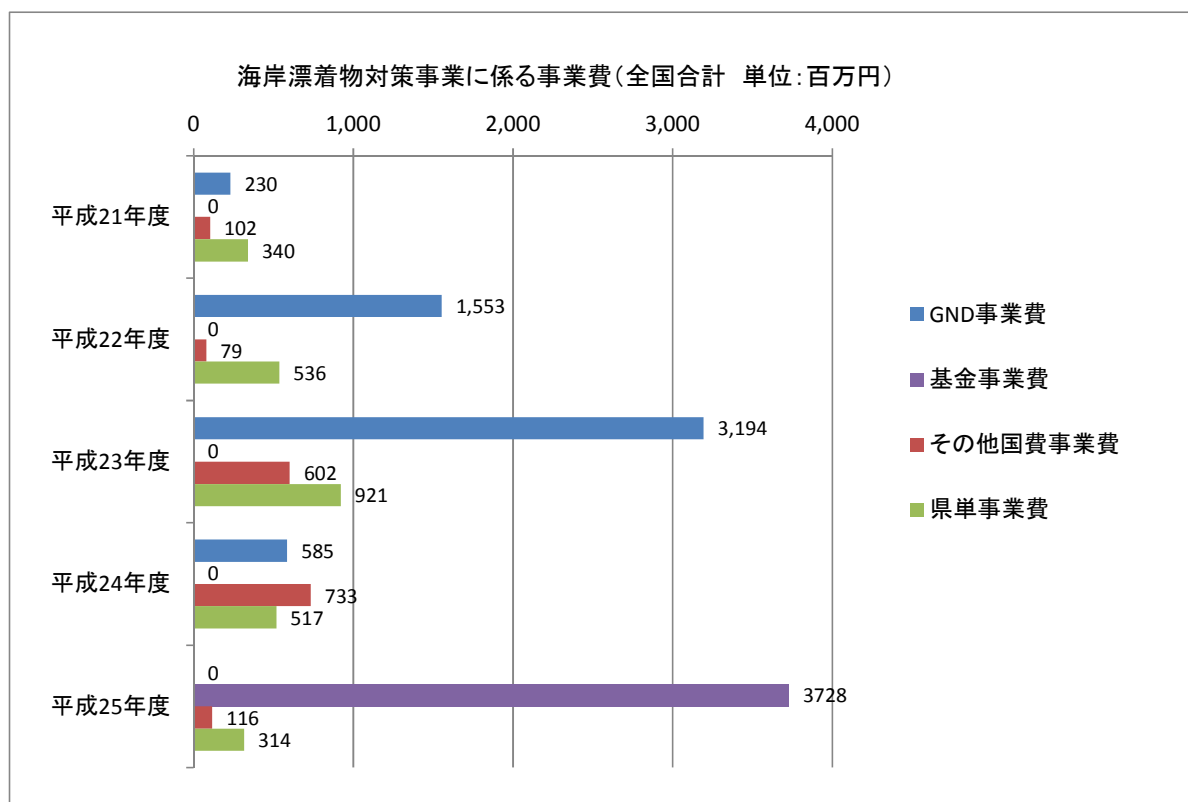


図11-1 海岸漂着物対策事業に係る事業費合計額(経年変化)

②独自に予算措置し実施している各施策及びその概要

各自治体が独自に予算措置し実施した、若しくは実施している海岸漂着物等対策に係る各施策及びその概要を表11-2に示した。

表11-2 独自に予算措置した各施策およびその概要

| 自治体 | 各施策及びその概要 |
|------|--|
| 青森県 | ・意識啓発ポスター作成・配布 (H25) ・意識啓発パネル作成 (H25) |
| 宮城県 | ・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25) ・監視指導員によるパトロール (H21～H25) ・スカイパトロール (H21. H22. H24. H25) |
| 秋田県 | ・海岸漂着物の回収・処理 (H24) ・海岸漂着物発生抑制啓発リーフレットの作成 (H24) ・海岸漂着物発生抑制啓発新聞広告 (H24) |
| 福島県 | ・海岸漂着物の回収・処理 (H25) |
| 茨城県 | ・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H24) |
| 東京都 | ・伊豆諸島計画作成業務 (環境局) (H24) |
| 神奈川県 | ・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25) 横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの約150kmの自然海岸を清掃する財団へ、県と関係13市町が清掃費用を負担 |
| 富山県 | ・海岸漂着物の回収・処理 (H24) |
| 石川県 | ・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25) |
| 福井県 | ・海岸漂着物回収・処理 (H24) |
| 静岡県 | ・市町が行う海岸漂着物処理事業に対する補助 (H21～H25) ・海岸漂着流木の集積・運搬・処分 (H21～H25) |
| 愛知県 | ・環境団体等が実施する清掃活動に対して、一人当たり150円を助成 (H21-H25) ・海岸漂着物の回収・処理事業 (H21-H25) ・台風等により海岸に60m ³ 以上の流木、ごみ等が漂着した場合に、市町村が実施した漂着物の処理に対して1/2を県が負担 (H21-H25) |
| 三重県 | ・海岸・港湾における清掃委託費 |
| 京都府 | ・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H23、H25) ・市町村によるスポーツGOMI拾い等の普及啓発活動 (H25) |
| 大阪府 | ・漁港・河川・港湾清掃事業などを実施 |
| 兵庫県 | ・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H24) |
| 和歌山県 | ・海岸漂着物等の回収・処理 (H21～H25) |
| 岡山県 | ・海ごみ (主として海底ごみ) に関する普及啓発事業 (NPO法人等に委託等して実施) (単独H22～24) ※H21は協働事業 ・海底ごみ適正処理体制構築事業フォローアップ調査 (H25) |
| 山口県 | ・普及啓発ポスター作成 (H22～H25) |
| 鳥取県 | ・危険物保管バッグ購入 (H22) ・海岸漂着物処理 (台風12号による大量漂着処理対応。なお、一部国庫補助金充当) (H23) ・海岸漂着物処理 (H24) ・発生抑制対策CM製作時のコンペに係る報償費 (H25) |
| 島根県 | ・地域のボランティア等により回収された漂着物を市町村の処理施設で処理する際に必要となる経費のうち2分の1を補助 (実施年度の次年度に交付) |
| 香川県 | ・清掃を実施する団体への支援 [清掃用具の支給、保険加入] (H21～H25) ・普及啓発ポスター作成 (H24) |

| | |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・協議会負担金 (H25) ・海岸漂着物等の回収・処理 (H21～H25) |
| 愛媛県 | <ul style="list-style-type: none"> ・漂着流木等処理対策関連 (H24～H25) (国庫補助事業の採択基準を適用できないもの) ・愛ビーチ・サポーター関連 (H24～H25) (ボランティア支援) ・海岸漂着物対策推進普及啓発関連 (H24) |
| 高知県 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25) |
| 福岡県 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25) |
| 佐賀県 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物巡視回収業務(H21～H25) ・佐賀県海岸漂着ごみ緊急対策事業(市町管理の漁港海岸に対する補助 (H22, H24)) |
| 長崎県 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の回収・処理 (H21、H24) ・海辺の漂着物調査 (H21～H25) |
| 大分県 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の回収・処理 (H21～H25) |
| 宮崎県 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸施設の維持管理経費から漂着物処理を実施。 ・海岸清掃を行う団体に軍手等の資材を提供、あわせて事前に届出を行ったボランティアについて、保険に加入(H18-) |
| 沖縄県 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸愛護月間を中心に海岸清掃活動を実施する。県が市町村と委託契約を締結し、海浜地の清掃等に要する経費や海浜条例の運用に伴う経費として使用している (H21～H25)。 |

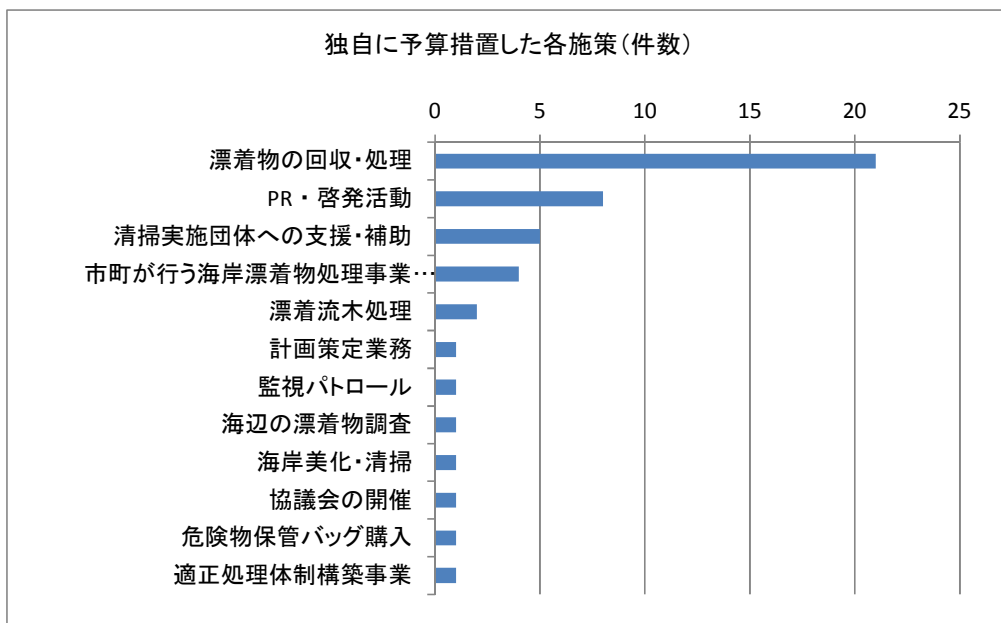


図 11-2 独自に予算措置した各施策

12 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題等についてとりまとめた。

①課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表 12-1に示した。

表 12-1 課題、提案および要望（財政以外）

| | |
|---------------|---|
| 発生抑制、啓蒙及び情報公開 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物のPR（現状周知、発生抑制）は、新聞の全国版又は放送メディアの全国放送により国で行うのが望ましい。地方別で行うと上・下流区域の住民、海岸の住民及び離島の住民などのあいだで被害者、加害者意識が強く芽生える恐れがあるなど、啓蒙にあたって難しい面がある。 ・河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介。 ・アシ、草などの自然物の漂着への対応策の検討、事例の収集、紹介。 ・TV、新聞等を活用した、全国統一の広報。 ・海岸漂着物の効果的な発生抑制対策に係る他県の優良事例等の紹介。 |
| 仕組み・連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物対策関連事業及び海岸漂着物処理推進法の運用に当たっては、環境省、国土交通省及び農林水産省の3省がより連携を図る必要があるのではないか。特に、海岸管理を所管する国土交通省及び農林水産省の関わり方がよく判らない。 ・海岸漂着物対策担当の全国会議を開催していただきたい。 |
| 漂着物以外のごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等だけではなく、漂流ごみ・海底堆積ごみについても、景観や環境保全はもとより、これらの回収・処理は重要な課題である。 ・海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化や財政支援等について検討いただきたい。現状、海上保安庁により拾得された漂流物は、水難救護法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡されており、港湾をもつ市町村に過度の負担が生じている。 ・洋上漂流物対策の制度が未整備 ・漂流中の物の回収スキームの整備 |
| 法の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物処理推進法の見直しが平成25年2月の専門会議から始まったと思いますが、その後の進捗状況等についてホームページでは確認できませんでしたので、情報提供をいただくと助かります。 ・海岸法等の関係法令について、海岸漂着物処理推進法と連動した海岸漂着物への配慮規定を盛り込んでいただきたい。 |
| 国際問題 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理、原因の究明とその防止策、監視体制の強化などを国において働きかけること。 ・国や外国籍の船舶などが漂着物の原因者である場合、処理費用の求償等に関して、国際的に調整する国レベルでの漂着物対策調整機関を設立すること。 ・漂流・漂着ごみ削減のための国際協力体制の構築及び効果的な発生源対策を実施してもらいたい。 ・外交上の適切な対応をお願いしたい。 ・国において、東シナ海対岸諸国に対して発生源対策（特に漁具類）を要請していただくとともに、その外交上の対応方針、状況について、丁 |

| | |
|----------|--|
| | 寧に説明していただきたい。 |
| 海岸漂着物の処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の処理について、量が多い場合には各市町の処理施設では塩分等の影響で対応できない場合があり、処分先を探すのに苦労している。 ・回収した海岸漂着物等の処理方法について、焼却処分以外に有効な手法を用いている行政機関や民間団体等のノウハウを整理し、周知して頂きたい。また、国による具体的な普及啓発や環境学習などを含めた発生抑制対策が実施されていないと見受けられる。地域では事例や手法に関する情報が少なく、効果的な発生抑制対策を模索しているのが現状であり、国によるリードが重要だと考える。また、流木について、砂を多く含むことから再利用が困難かつ処分費用も高額になるため、経済性や資源の有効活用の観点から、国で効果的な対応策を検討して戴きたい。 ・流木の野外焼却の可否、方法に関する整理。廃掃法16条の2に規定する野外焼却禁止の例外適用に関する目次の作成（国立環境研究所がH23. 4. 12に発表した東日本大震災に際して提言で、非常に限定した場合にのみ焼却を行うべきとしている。生活環境上の影響がないレベルの野外焼却の捉え方について、国（国交省を含む）、海岸管理者、県、市町村で差が生じていると感じる。） ・塩分を含んだ流木等の処理が進まない。 ・大型回収船を配備してほしい。 ・特定漁具等が生態系も含めた海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針を示していただきたい。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・法第17条では「海岸管理者等は、……、その清潔が保たれるよう海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じなければならない。」とされ、一方で基本的な方針では、「……海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域間で適切な役割分担に努めるものとする。」とされ「海岸管理者等」と「市町村」の責務が明確になっていない。法の趣旨を踏まえた基本方針において「海岸管理者等」と「市町村」の役割を明確にしていきたい。 ・海岸管理者が自らの責務としてどこまで対策を講じるべきなのか、海岸法などの既存の法律の理念との整合を図った上で示してほしい。 ・市町村の役割を具体的に法律に明記してほしい（市町村による処理受入など）。 ・市町により漂着ごみへの対応に温度差がある。 ・補助対象要件の緩和。（発生抑制のため除塵設備等の設置等） ・現在実施している発生抑制対策は広報活動やシンポジウムの開催であり、より効果的な対策をご教示いただきたい。 ・海岸漂着物対策活動推進員の識見や養成方法など、ある程度の基準（マニュアル等）を示していただきたい。 |

②財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表 12-2に示した。

表 12-2 財政支援に関する要望

| | |
|-----------------|---|
| 恒久的な措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ H25～H26 の海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）において、今年度における回収処理事業では、公共工事増大等の関係から入札辞退や発注困難な状況となり、やむを得ず予定どおりの予算執行が行われていないことから、基金事業の 1 年延長をお願いするとともに、今後も円滑な海岸漂着物対策が行われるよう対策等に必要な恒久的な財源を確保していただきたい。 ・ 海岸漂着物地域対策推進事業費補助金による財政支援が平成 26 年度までとなっており、平成 27 年度以降も引き続き対策を実施するためには、国による財政支援が不可欠である。 ・ 平成 26 年度で終了する基金事業後の財政措置について、早めに情報提供してほしい。また、国の制度設計の進捗や、基金の執行状況（基金残）によっては、基金の事業期間の延長を検討されたい。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸漂着物対策については、海岸における環境保全や良好な景観維持のため、長期間にわたり継続的な取組が必要であることから、海岸漂着物処理推進法に基づき、処理や発生抑制等に係る財政上の恒久的な措置を要望する。 ・ 海岸漂着物については、市町の協力のもと地元住民等による自主的回収活動もなされているが、人力では回収できず、地元の負担が大きくなる場合もあり、法で定義されているとおり、引き続き国の財政支援をお願いしたい。 ・ 海岸漂着物は発生源が広域にわたり、かつ継続的に発生するものであり、対応する地方自治体の財政的・人的負担が大きい状況は従前と変わらない。現基金同様、特定の地域(離島など)や取組みに限定せず、自治体が十分な海岸漂着物対策を実施できるよう、恒常的かつ必要な財政措置を行うべきである。 ・ 海岸漂着物対策処理推進法第 29 条に基づく財政上の措置を継続すること。 ・ 回収・処理、発生抑制対策に係る 10 分の 10 の補助率による恒久的な財政支援または交付税措置をお願いしたい。 ・ 地域 GND 基金、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業費）のような時限的な財政支援ではなく、恒久的な予算措置を要望したい。 |
| 対象地域の限定解除・制度の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年 3 月に発行した「海岸漂着物流出防止ガイドライン」に記載された事例は、海岸漂着物の発生抑制に寄与するものと考えますので、このような事業も補助対象としてはいかがでしょうか。また、海ごみ基金においても発生抑制対策事業が補助対象となっていることから、海岸 |

| | |
|----------|---|
| | <p>を有する都道府県のみを補助対象とするのではなく、全県を対象としてはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の原因は、漂着した海岸を有する自治体だけによるものではない。国において恒久的かつ、上流県も対象となる融通性のある執行ができる財政支援制度の確立を望む。 ・海岸漂着物の発生抑制対策として、実施する河川ごみや漂流物の回収処理、それらを捕集する設備等を補助対象とするなど、補助事業の対象範囲を拡大していただきたい。 ・海底堆積ごみ、漂流ごみの回収・処理についても、地元自治体等に対する継続的な財政支援を確立していただきたい。 ・漂着物対策に継続して使用できる施設・設備（ビーチクリーナーや減容処理機等）の整備に係る補助をお願いしたい。 ・実績を考慮し十分な額を措置すること ・柔軟な執行が可能な制度設計とすること。 |
| 連携・制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着物の処理に係る補助事業の採択基準を緩和するなど、実効ある制度とすること ・漂着の未然防止や漂着物の処理等に要する経費について、法に基づき、十分かつ恒久的な財源措置を講ずること。 ・地方自治体での実情に合わせた事業とともに、汎用的な事業をあらかじめ提示していただきたい。 |
| 災害関連との整合 | <p>・基金事業と災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下、「災害関連」）の整合を図っていただきたい。具体的には、災害関連の対象となる場合でも、重点区域に漂着した漂着物等の回収・処理に基金事業を活用できるようにしていただきたい。災害関連は災害に起因するものであること、一定以上の漂着規模であること等の採択要件があるため、海岸保全の緊急性・重要度が平常時に比べて高い事例に対して適用される。しかしながら補助率は基金事業の10/10に対し、1/2と低い。緊急性が高い現場について、あえて災害査定を受けて補助率の低い災害関連を活用しなければならないことになるので、調整をお願いしたい。</p> |